

建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び
規制改革等の要請への対応についての解説

（平成23年3月25日版）

建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び規制改革等の要請への対応の経緯

平成 22 年 6 月に施行された建築確認手続き等の運用改善（第一弾）により、確認審査の迅速化が図られつつあるものの、建築確認・審査手続の簡素化等については、「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月閣議決定）において、「必要な見直しを検討し、平成 22 年度中に見直し案をとりまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる」こととされるなど、建築確認・審査手続等の一層の合理化への要請に応えることが求められてきました。

このため、「建築基準法の見直しに関する検討会」（平成 22 年 3 月～10 月）における議論等も踏まえ、今般、建築基準法施行令の改正等、追加的に措置する建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の概要についてとりまとめを行いました。

また、建築確認・審査手続の簡素化等以外にも上記の閣議決定等においては各種規制改革等の要請に本年度中に措置を講じる等の対応が求められており、これらに係る対応の概要につきましても併せてとりまとめを行いました。

なお、関連する建築基準法施行令のうち、構造関係規定の合理化等に係る改正については平成 23 年 5 月 1 日、太陽光発電設備等の工作物に関する建築基準法の適用除外に係る改正については平成 23 年 10 月 1 日に施行いたします。

また、建築基準法施行規則及び関係告示等の改正・制定については平成 23 年 5 月 1 日、マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和に係る改正については平成 24 年 4 月 1 日に施行する予定です。

目 次

< 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への概要 >

< 構造基準等の合理化関係 >

1. 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化

- 1-1. 鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法
- 1-2. 鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ

2. 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた合理化

- 2-1. Exp. J 等で接続された複数の部分で構成される建築物の構造計算ルートの合理化
- 2-2. 鉄筋コンクリート造と木造の混構造建築物の構造計算ルートの合理化
- 2-3. 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の改正

3. その他の見直し

- 3-1. 大臣認定を受けた工作物についての仕様規定の一部適用除外
- 3-2. 鉄筋コンクリート造のルート1の構造計算をする場合の部材の靱性を確保するための計算方法の適正化
- 3-3. 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の改正
- 3-4. 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件

< 建築確認・審査手続き等の合理化関係 >

1. 申請図書の合理化

- (1) 建築士免許証等の写しの提出の不要化
- (2) 構造計算の安全証明書の写しの提出の簡素化
- (3) 「使用建築材料表」における明示事項の合理化
- (4) 中間検査・完了検査の申請時の内装の仕上げの部分を写した写真の提出の不要化
- (5) 付近見取図の簡素化
- (6) 天空図の合理化

- (7) 配置図及び日影図の簡素化
- (8) 構造計算適合性判定に必要な図書の合理化
- (9) その他運用の円滑化に係る事項

2. 軽微な変更の対象の明確化

<規制改革等の要請への対応関係>

1. 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

- 1-1. 太陽光発電設備等の工作物に関する建築基準法の適用除外
- 1-2. 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い
- 1-3. 屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化

2. コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて

＜建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び
規制改革等の要請への対応の概要＞

建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の概要について

建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の概要

構造基準等の合理化

○鉄筋コンクリート造等の建築物等の構造基準の合理化

【政令改正・告示改正】

構造耐力上の安全が確かめられれば鉄筋コンクリート造等の柱の小径基準等の仕様規定を適用しないこととする 等

○構造計算適合性判定の不要な建築物の範囲の拡大【告示改正】

応力を伝えない構造方法で接合された小規模建築物、膜構造建築物及び混構造建築物について、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であることが専門家による技術的検討の結果明らかとなった範囲について、構造計算適合性判定の対象外とする

○その他の見直し【政令改正・告示改正】

構造耐力上の安全性を高度な計算により検証し大臣認定を受けた工作物に適用される仕様規定範囲の合理化等を措置する

建築確認・審査手続き等の合理化

○申請図書の合理化【省令改正】

データベースシステムや他の申請書類で確認可能な事項等に関し提出書類・記載事項を省略できるよう申請図書を簡素合理化

（例：建築士データベースの閲覧等で確認可能な場合の建築士免許証の添付省略 等）

改正前

確認申請の度に建築士免許証の提出が必要

※ 建築士の変更があった場合には、完了検査・中間検査の申請においても提出が必要

改正後

建築主事等が提出を求める場合以外には提出を不要とする

【効果】 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要

○軽微な変更の対象の明確化【事例周知】

変更後の計画が基準に明らかに適合する場合に改めて確認を要しない「軽微な変更」の対象となる事例を周知し、計画変更に伴う手続きを合理化

○大臣認定制度の合理化【技術的助言】

- ・ 特殊な材料の仕様と個々の建築計画の安全性の検証等を別々でなく一体的に評価する旧第38条認定と同様の弾力的な運用の推進
- ・ 解析を再度行わなくとも安全性上支障がない変更認定の適用範囲の明確化等により認定手続きを合理化

○確認・適判に係る共同事前相談等の促進【技術的助言】

参入抑制的観点からの申請受付拒否や業務範囲の不当な制限の見直しなど適判機関の指定方法の改善、確認審査及び適判審査に係る共同事前相談の実施等により審査を円滑化

規制改革等の要請への対応について

規制改革等の要請への対応

○建築基準法が適用される工作物からの太陽光発電設備等の除外【政令改正、告示制定】

電気事業法等他法令により十分な安全性が確保される場合に建築基準法が適用される工作物から除外する

○建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化【技術的助言】

高さに算入しても建築基準関係規定に適合することとなる太陽光発電設備等の設置を円滑化する

○建築物として扱わないコンテナ型データセンタの取扱いの明確化【技術的助言】

重大な障害発生時等以外人が立ち入らないなど建築物として取り扱わない要件を明確化し設置の円滑化を図る

○老朽建築物の建替えに資する総合設計制度の運用改善【技術的助言】

老朽オフィス等からなる地区の状況を踏まえ、省エネビルへの建替え等の促進に資する総合設計制度の基準を設ける

○水素スタンドの設置推進のための許可基準の策定【技術的助言】

水素スタンドについて、特定行政庁が行う例外許可の基準を周知し、設置の円滑化を図る

○省エネ・新エネ設備の導入促進のための容積率等の緩和【技術的助言】

特定行政庁の許可による容積率緩和の対象となる新エネ、省エネ設備の明確化、屋外駐車場等に設ける太陽光パネルの対象化等を周知するとともに、手続きの円滑化を図る

○マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和【省令改正】

マンション建替組合の設立認可の要件となっている再建マンションの最低住宅面積（現行50㎡等）について、認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情に応じて緩和可能とする

○木造耐火構造に関する性能評価試験の試験方法の一部見直し

事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では外壁の屋外側に関する現行の性能評価試験方法が妥当であるとの結論を得たため、見直しせず

○風車の評価基準の妥当性の検討と大臣認定の審査に係る標準期間（実績）の周知等

事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、見直しせず
また、高さ60mを超える風車の大臣認定の審査に係る標準期間（実績）の周知等を行う

○鉄筋コンクリート造等の建築物の構造基準の合理化【政令改正・告示改正】

改正内容

鉄筋コンクリート造等の構造基準について、平成19年において改正されたもののうち、以下の事項に係る基準について合理化を実施。

- ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ
- ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径
- ・鉄骨造等の建築物等の鋼材の接合

鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ（令第73条）

鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さについて、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。

鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径（令第77条）

鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径について、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。

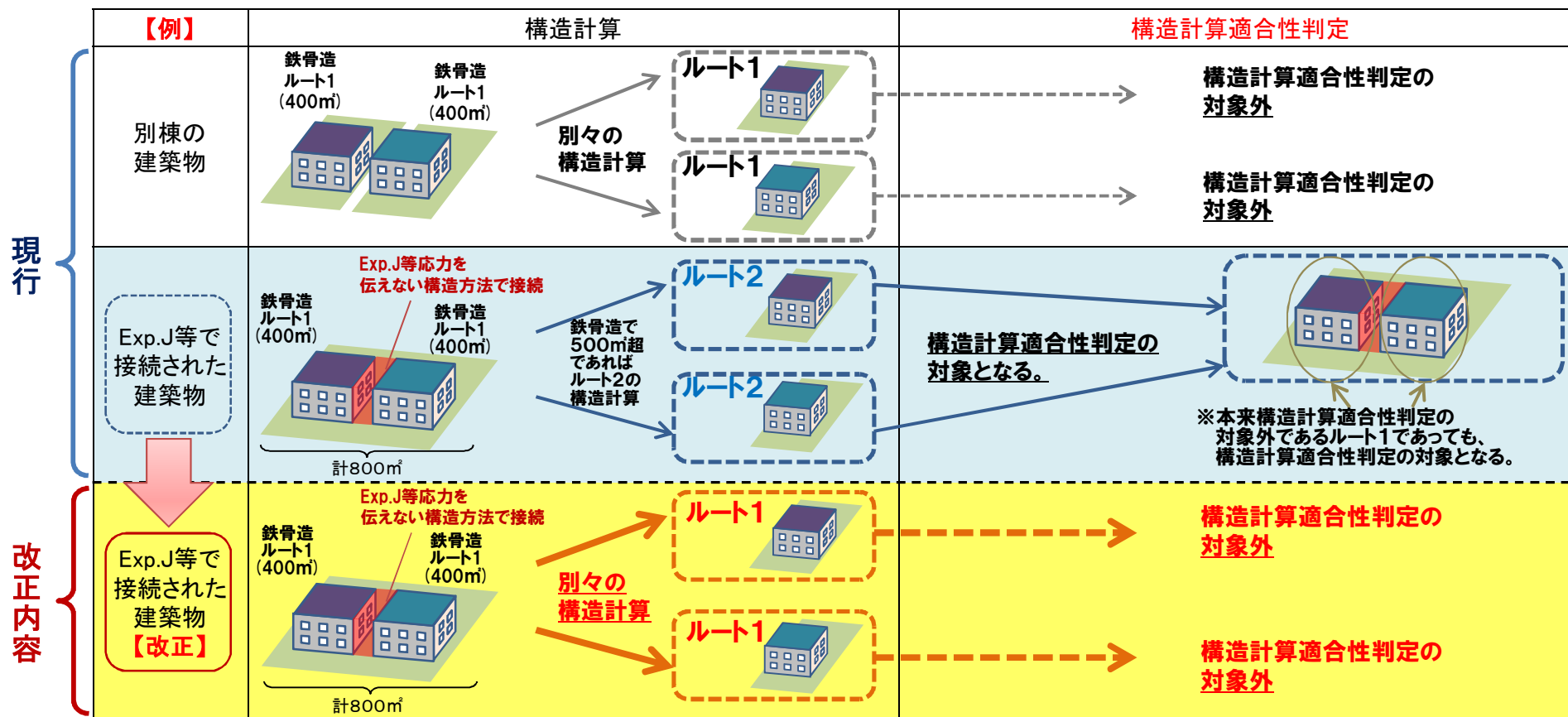
○構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた 合理化【告示改正】

エキスパンションジョイント等で接合された複数の部分で構成される建築物の 構造計算ルート合理化

改正内容

本来であればルート1で検討すればよいこととされている複数の部分がエキスパンションジョイント（以下「Exp.J」という。）等応力を伝えない構造方法で接続される建築物の場合、ルート2以上の構造計算及び構造計算適合性判定が求められることがある※ため、各部分の規模に応じ構造計算ルート及び構造計算適合性判定の適用が判断できるようにする。

※建築物全体でルート1の面積規定を超える場合等

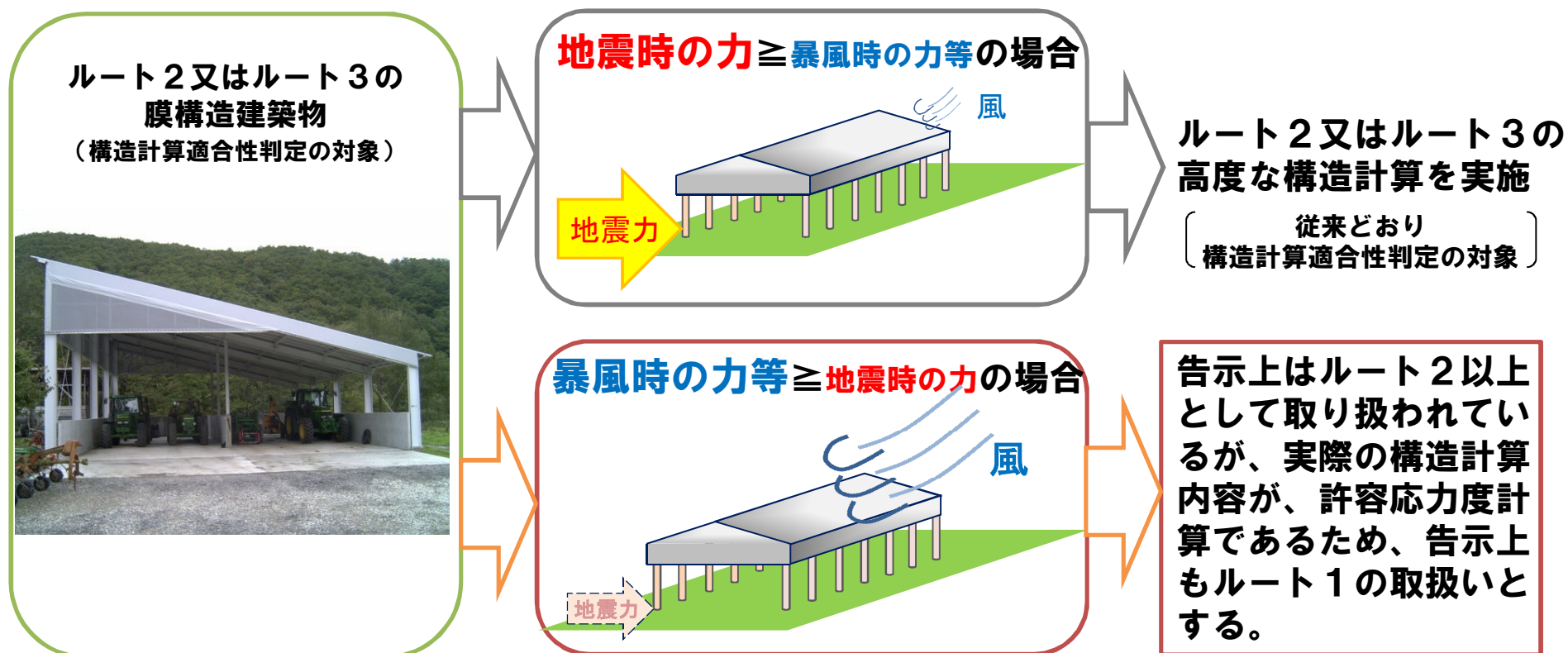


○構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた 合理化【告示改正】

膜構造建築物の構造計算ルートの合理化

改正内容

- 構造計算に用いる風圧力及び地震力は立地、形状等に応じて算定されている。風圧力が地震力を上回る場合には、ルート1の場合に求めている許容応力度計算で安全性を確認すれば足りることとされている。
- しかしながら、現行告示ではルート2以上として取り扱われ、適判対象となっており、過剰な手続きを求めている。
- このため、構造計算上の実態と告示上の取扱いの整合を図るため、告示上の取扱いもルート1とする。



○構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた 合理化【告示改正】

混構造建築物の構造計算ルートの合理化

現行告示

○現行制度上、1階を鉄筋コンクリート造、2階（及び3階）を木造とし、かつ、 500m^2 以下の小規模建築物については通常の許容応力度計算に加え、各階の偏心率の確認等により極端に不整形でないことをチェックした場合にはルート2以上での安全性の確認（及び適判の対象とすること）を不要としている。

鉄筋コンクリート造と木造を併用した建築物の例



合理化1

1・2階鉄筋コンクリート造、3階のみ木造とする 500m^2 以下の小規模建築物について現行告示と同じ考え方により、同様の簡易なチェックでルート2以上での安全性の確認を不要とする。（同一階で異種構造を混用せず、小規模であることにより極端に不整形となることがないため）

合理化2

1階鉄筋コンクリート造、2階木造（同一階で異種構造を混用しない）の場合、 500m^2 超 3000m^2 以下の範囲で木造部分に関し地震力を割り増して構造計算等を行うことによりルート2以上での安全性の確認を不要とする。

○構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた 合理化【告示改正】

混構造建築物の構造計算ルートの合理化

		告示第4号の混構造建築物	
面積	500㎡以下	規模の緩和	500㎡超3,000㎡以下
階数	2又は3	規模の制限	2
構造	1階:鉄筋コンクリート造 2階以上:木造	適用可能な構造の追加 1・2階:鉄筋コンクリート造 3階:木造	1階:鉄筋コンクリート造 2階:木造
高さ、 軒の高さ	高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下		同左
安全上 必要な 技術的 基準	鉄筋コンクリート造、木造のうち2層に渡る部分 について剛性率を確認		
	各階の層間変形角・偏心率の確認		同左
	鉄筋コンクリート造の部分について ・壁・柱量の確認 ・部材のせん断設計 ・塔状比の確認		同左
	木造の部分について ・筋かいの応力割増の確認 ・筋かい接合部の十分な強度の確認 ・塔状比の確認		木造の部分について ・(同左)筋かいの応力割増の確認 ・(同左)筋かい接合部の十分な強度の確認 ・(同左)塔状比の確認 ・地震力を割り増して構造計算等

[-]: 合理化1

[-]: 合理化2

○その他の見直し【政令改正・告示改正】

大臣認定を受けた工作物についての仕様規定の一部適用除外

改正内容

高さ60メートルを超える煙突等※の工作物は、時刻歴応答計算により構造耐力上の安全性を検証し、国土交通大臣の認定を受ける必要があるが、同様の計算により安全性を検証している超高層建築物と異なり、構造方法に関する技術的基準を一部除外できないため、超高層建築物と同様に一部除外できるように改正を行う。

※ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、広告塔、高架水槽、観光のためのエレベーター 等

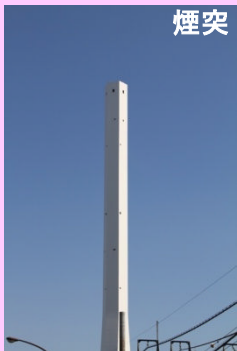
○高さ60メートルを超える建築物(超高層建築物)



国土交通大臣の認定が必要

構造方法に関する技術的基準を一部除外可能

○高さ60メートルを超える煙突等の工作物



国土交通大臣の認定が必要

構造方法に関する技術的基準を一部除外できない

構造方法に関する
技術的基準を
一部除外可能
とする

※遊戯施設についても告示改正により同様の適用除外を行う。

○申請図書の合理化【省令改正】

○「建築士免許証等の写し」の提出の不要化

改正前

確認申請の度に「建築士免許証等の写し」の提出が必要

※ 建築士の変更があった場合には、完了検査・中間検査の申請においても提出が必要

改正後

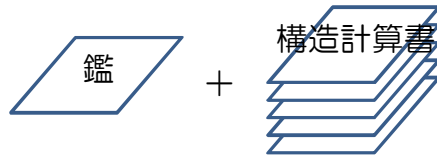
建築主事等が提出を求める場合以外には提出を不要とする

【効果】 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要

○構造計算の安全証明書の写しの提出の簡素化

改正前

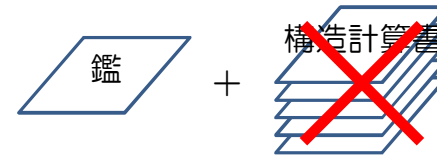
確認申請において「構造計算の安全証明書」について鑑及び構造計算書ともに提出が必要



※ 時刻歴応答計算を行い大臣認定を受けた建築物については構造計算書の提出は不要。

改正後

「構造計算の安全証明書」としての構造計算書の提出を不要とする



【効果】 構造計算書の二重提出が不要となり提出書類が大幅に簡素化

○「使用建築材料表」における明示事項の合理化

改正前

シックハウス関係規定の確認に必要な「使用建築材料表」において、規制対象外の建築材料についても面積の明示が必要

※ 規制対象外の建築材料については使用面積の制限なし

改正後

規制対象外の建築材料については面積の明示を不要とする

【効果】 規制対象外の建築材料を使用する場合、「使用建築材料表」の作成が容易化

○申請図書の合理化【省令改正】

○完了検査・中間検査の申請時の「内装の仕上げの部分を書した写真」の提出の不要化

改正前

完了検査・中間検査の申請時に、シックハウス対策に係る内装の建築材料の種別が判断できる写真の提出が必要

改正後

シックハウス対策に係る内装の建築材料の種別が判断できる写真の提出を不要とする
【効果】完了検査・中間検査の申請時における申請書類が大幅に簡素化

○「付近見取図」、「配置図」、「日影図」における明示事項の合理化

改正前

「付近見取図」については「隣地にある建築物の位置及び用途」、「配置図」・「日影図」においては「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等の明示が必要

改正後

左記の明示を不要とする
【効果】「付近見取図」、「配置図」、「日影図」の作成が容易化

○天空図の作成方法の合理化

改正前

天空図の半径は10cm以上とすることが必要

改正後

天空図の半径を10cm未満でもよいものとする
【効果】天空図の作成が容易化

○その他の合理化

- 構造計算適合性判定を要する建築物を含む複数の建築物の確認申請において、構造計算適合性判定を要しない建築物に関する図書等について、都道府県知事等へ送付する副本への添付の不要化
- 時刻歴応答計算を行い大臣認定を受けた工作物における構造計算書の提出を不要化

○軽微な変更の対象の明確化【事例周知】

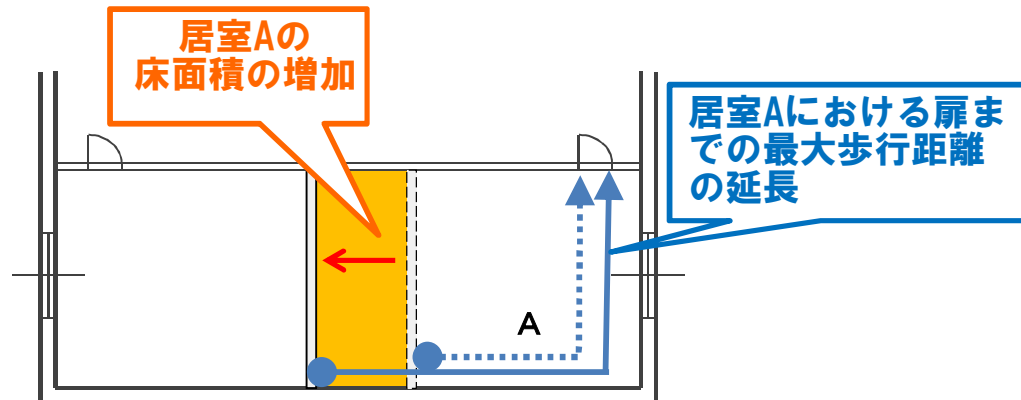
運用改善の内容

運用改善（第一弾）において計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に拡大したところであるが、当該運用改善の活用の一層の促進を図るため、マニュアルにおいて軽微な変更の適用可能な事例を紹介する。

軽微な変更の適用可能な事例

【間仕切壁※の位置の変更】

※ 主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。



○軽微な変更の適用の可否の判断

上図の変更に伴い、

- ①居室Aの床面積の増加
- ②居室Aにおける扉までの最大歩行距離の延長

が生じ、避難上の危険の度及び衛生上の有害の度が高くなるが、自然換気（自然排煙）から機械換気（機械排煙）への変更を伴う場合等以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合すること に関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能※。

※運用改善（第一弾）施行前においては軽微な変更の適用は不可であった

○大臣認定制度の合理化【技術的助言】

運用改善の内容

① 技術開発を促進するための大臣認定の弾力的運用

新たに開発され、使用実績のない特殊な材料・構造方法の採用を円滑化するため、

- ・旧第38条認定と同様に材料の特殊性と個々の建築計画を一体的に評価し時刻歴応答解析を行う等個別認定の弾力化を図る。
- ・特殊な材料・構造方法について一定の設計ルールが整備されれば、個々の建築物ごとに認定を受けなくとも当該材料・構造方法の活用が可能となるよう、一定の設計ルールに基づく認定(一般認定)の対象を拡充する。
(※現在は小規模な免震・制震構造等に限って一般認定を実施)

② 手数料の取扱いの明確化

○既に大臣認定を受けた構造方法等の軽微な変更について

- ・既に大臣認定を受けた構造方法等の軽微な変更について、手数料が減額となる安全性等の観点から支障のない範囲を明確化し公表する。

(例) 時刻歴応答解析の大臣認定に係る軽微な変更のうち、安全性等の観点から支障のない範囲として明確化する予定の項目

- ・時刻歴応答解析を再度行わなくても判断可能な、建築物の応答性状に与える影響が小さい設計変更。
- ・具体的には、床、間柱、小梁等に係る変更で、固定荷重が大幅に変更しないもの 等。

- ・安全性等の観点から支障のない軽微な変更として取扱うことにより、大臣認定のうち性能評価に係る手数料が大幅に減額(1/10)されるとともに、大臣認定の迅速化・簡素化が図られ、申請者の負担が軽減される。

○新たな試験を要しないこととなる性能評価について

- ・ホルムアルデヒド発散建築材料の大臣認定に関し、過去の認定による性能評価試験の結果を用いることにより新たに試験を行うことなく性能評価を受ける場合も対象とすることを明確化する。

(新たな試験を要しないと考えられる場合の事例)

- ・認定を受けている仕様と比較して、ホルムアルデヒドの発散に影響しない部分について、その厚さを変更する場合
- ・申請仕様の寸法を2以上の特定値にて記載した案件について、これらの特定値の間の値を仕様に追加する場合 等

○適判指定方法見直し・共同事前相談等実施促進【技術的助言】

運用改善の内容

① 適判機関の指定方法の改善等による適判機関に係る選択肢の拡大

- ・ 都道府県によっては指定抑制や業務範囲限定の結果として、適判機関に関し選択の余地がないところがあり、そのような場合、申請の集中による審査期間の長期化のおそれがある。
- ・ このため、適判審査の円滑化の観点から、**適判機関の指定方法の改善等(都道府県における指定基準の公表・新規申請の受付、審査能力と無関係な参入抑制的観点からの業務範囲限定の見直し等)**を求める。

② 共同事前相談の実施促進

- ・ 大規模案件等高度な工学的判断を要する案件に関しては確認機関と適判機関とが共同ヒアリング等を通じ情報の交換・共有を図ることにより、審査の円滑化が見込まれるとの意見が多いものの、適判機関に係る選択肢が少ない場合に機関の立地や日程調整上の問題が共同ヒアリングを阻害していると指摘されている。
- ・ このため、**工学的判断を要する案件に関し共同ヒアリング等を通じ情報の交換・共有を可能とするためにも適判機関の指定方法の改善等**を図るよう求める。

③ 適判機関による事前相談の促進

- ・ 適判機関による事前相談の実施は審査の円滑化上意義が大きいものの、事前に適判機関を特定しない確認機関や事前相談に応じない適判機関がある上に、機関によっては事前相談と本申請の際の担当者が異なるなど必ずしも的確な対応がなされていない。
- ・ このため、**確認審査に係る事前相談の際の適判機関の特定、適判機関における事前相談への対応及び事前相談と本申請における担当者の継続性確保**への配慮を求める。

○共同実施の取扱いの明確化【技術的助言】

運用改善の内容

○ 建築行政の共同実施

- ・ 民間確認検査機関での建築確認が増加し、建築主事の取り扱う案件が減少する中で、実務経験を効果的に積むことが困難となるなどの状況が生じており、地域の実情に応じた対応を市町村が引き続き講じていくための体制整備上の工夫が求められている。
- ・ このため、特定行政庁に対し、適切な建築行政の実施のための体制整備に努めるように通知し、その中で、きめ細やかかつ効率的な建築行政の観点から、**建築主事や建築審査会の共同設置等の活用も可能**である旨を通知する。

○建築基準法が適用される工作物からの太陽光発電設備等の除外 【政令改正、告示制定】

運用改善の内容

- ・ 太陽光発電設備は、電気事業法において「電気工作物」として取り扱われ、技術基準の適合義務、基準不適合の場合の基準適合命令等の規制を受けることとされているが、一方で、高さが4mを超えるものについては、建築基準法の規定が適用される準用工作物として取り扱われ、電気事業法の規制に加えて、建築基準法上の建築確認等が必要となり、設置手続き等に時間を要するとの声がある。
- ・ このため、その設置の円滑化を図る観点から、電気事業法により十分な安全性が確保される太陽光発電設備など、他の法令の規定により建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものについて、同法が適用される工作物から除外することとする。
- ・ なお、土地に自立して設置する太陽光発電設備のうちメンテナンス時以外人が架台下に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内的用途に供しないものは建築物に該当しない旨を併せて周知する。

現行において建築基準法の準用工作物として取り扱われている太陽光発電設備のイメージ



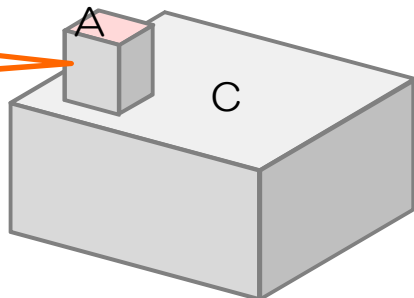
○屋上に設置する太陽光発電設備等の高さ算定の取扱い【技術的助言】

運用改善の内容

屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備のうち、当該設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合するものについては建築基準法施行令に規定する「建築物の屋上部分」として取り扱わないことを明確化し、既に（高さに算入しないことができる）階段室等の屋上部分が建築面積の1/8近くを占めている既存建築物への設置を円滑化する。

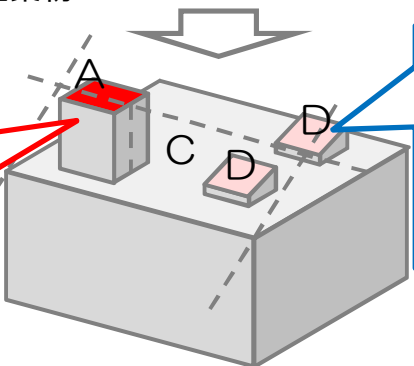
屋上部分として扱われる場合

高さに非算入



〔階段室等の屋上部分（A）が建築面積（C）の1/8以内である既存建築物〕

②高さに算入
↓
高さ規制に
抵触する
おそれ

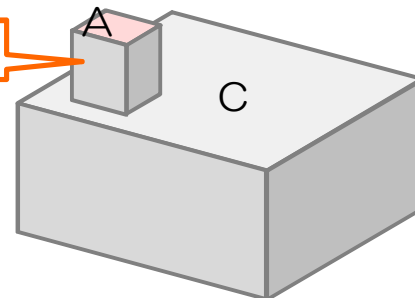


①高さに算入しても建築基準関係規定に適合する太陽光発電設備等を設置

太陽光発電設備等(D)が建築物の屋上部分として取扱われ、 $A+D > C/8$ となる場合、Aが高さに算入されることとなる。
→Aが高さ規制に抵触する場合、Dは設置できない。

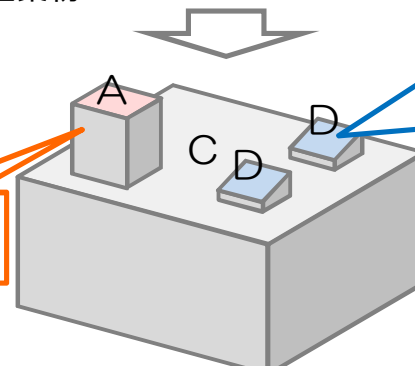
今回の明確化による効果

高さに非算入



〔階段室等の屋上部分（A）が建築面積（C）の1/8以内である既存建築物〕

②引き続き高さに非算入



①高さに算入しても建築基準関係規定に適合する太陽光発電設備等を設置

太陽光発電設備等(D)が建築物の屋上部分として取扱われないため、 $A+D > C/8$ となっても、Aは引き続き高さに非算入。
→Dは設置できる。

○建築物として扱わないコンテナ型データセンタの取扱い【技術的助言】

運用改善の内容

コンテナ型データセンタについて、データサーバとしての機能を果たすため必要となる設備のみを格納し機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないなど、**建築物に該当しない貯蔵槽等と同様に扱う対象の要件を明確化**し、設置の円滑化を図る。

建築物として扱わない対象の要件

- サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備のみを内部に格納していること
- 空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有していること
- 稼働時は無人であり機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないこと
- コンテナを複数層積み重ねていないこと

建築物として扱わないコンテナ型データセンタのイメージ



今回の明確化による効果

建築確認手続き等を行う必要がなくなることにより、**コンテナ型データセンタの迅速な設置に寄与**



低コストなコンテナ型データセンタの国内立地を円滑化

コンテナ型データセンタパークのイメージ



○老朽建築物の建替えに資する総合設計制度の運用改善【技術的助言】

運用改善の内容

老朽化したオフィス等の建築物が密集している地区に特徴的な1,000㎡程度の街区において合理的な設計のもと一定の高度利用が可能となるように総合設計の基準を見直し技術的助言を行う。

現状及び課題

(1)地区特徴(現況)

- ①街区は整形で道路幅員は4m～8mで概ねグリッドを形成、一街区は1000㎡程度(これを細分化して利用)
- ②用途地域は商業地域又は近隣商業地域で、実態上も多くは事務所・商業・飲食店

(2)現状の総合設計制度の課題

現行の総合設計の基準では、主として、空地の規模に応じて容積率が増大するものとなっており、大きな容積率割増しに向け、1,000㎡程度の土地で無理に空地を取ろうとすると、極端に細長く、高い建物となり不合理な設計となる。(レントブル比が低く建築コストも高い。また、周辺と不調和に高くなり、景観上の問題等から、周辺住民との紛争や非難を受けやすい。)

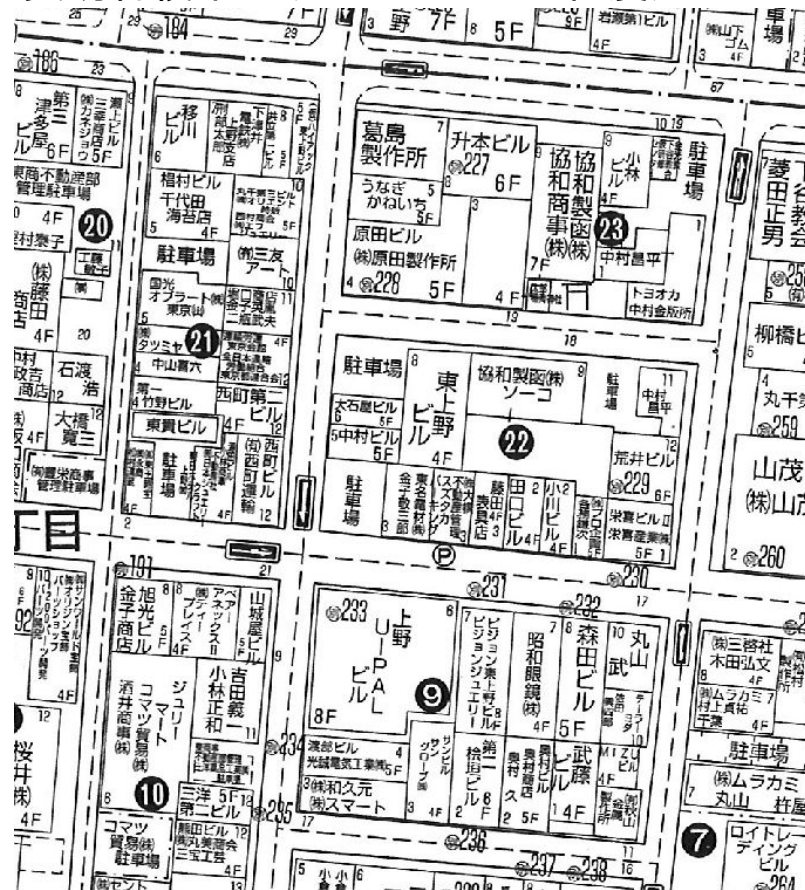
総合設計の基準の見直し内容

総合設計の基準を見直し、1街区(1,000㎡)～2街区(2,000㎡)程度の、ある程度整った街区で、合理的な設計のもと一定の高度利用が可能となるように基準を見直し。

- ①街区単位での利用(複数の街区を合わせることも含む)の際に、道路等の空地と一体となった空地の創出等を図る場合に、大幅に容積を割り増す。
- ②街区単位で道路沿いにセットバックして空地を設けた場合は高さ制限を緩和
- ③環境に配慮した建築物の誘導に向け、「高度かつ総合的に環境に配慮した建築物に関する容積率の割増し(H20年12月25日技術的助言「総合設計許可準則の一部改正について)」を組み合わせることにより、老朽建築物の省エネビル等への建て替えの促進を図る。

(参考)～新橋や上野等の状況～

- 街路は整形で道路幅員は4m～8m
 - 一街区は1,000㎡程度で、その内部がさらに細分化されてビルが立地
 - 用途地域は商業地域又は近隣商業地域に指定(指定容積率500～700%)
 - 実態上の用途も多くは事務所、商業、飲食店(地域によっては住宅も立地)
 - 容積充足率(指定容積率に対する実際に使用している面積)は、40～90%程度
- ※上野、新橋等の地区における都市計画上の容積率は500%であり、
実効容積率は(200～450%程度)



■現況について(例)

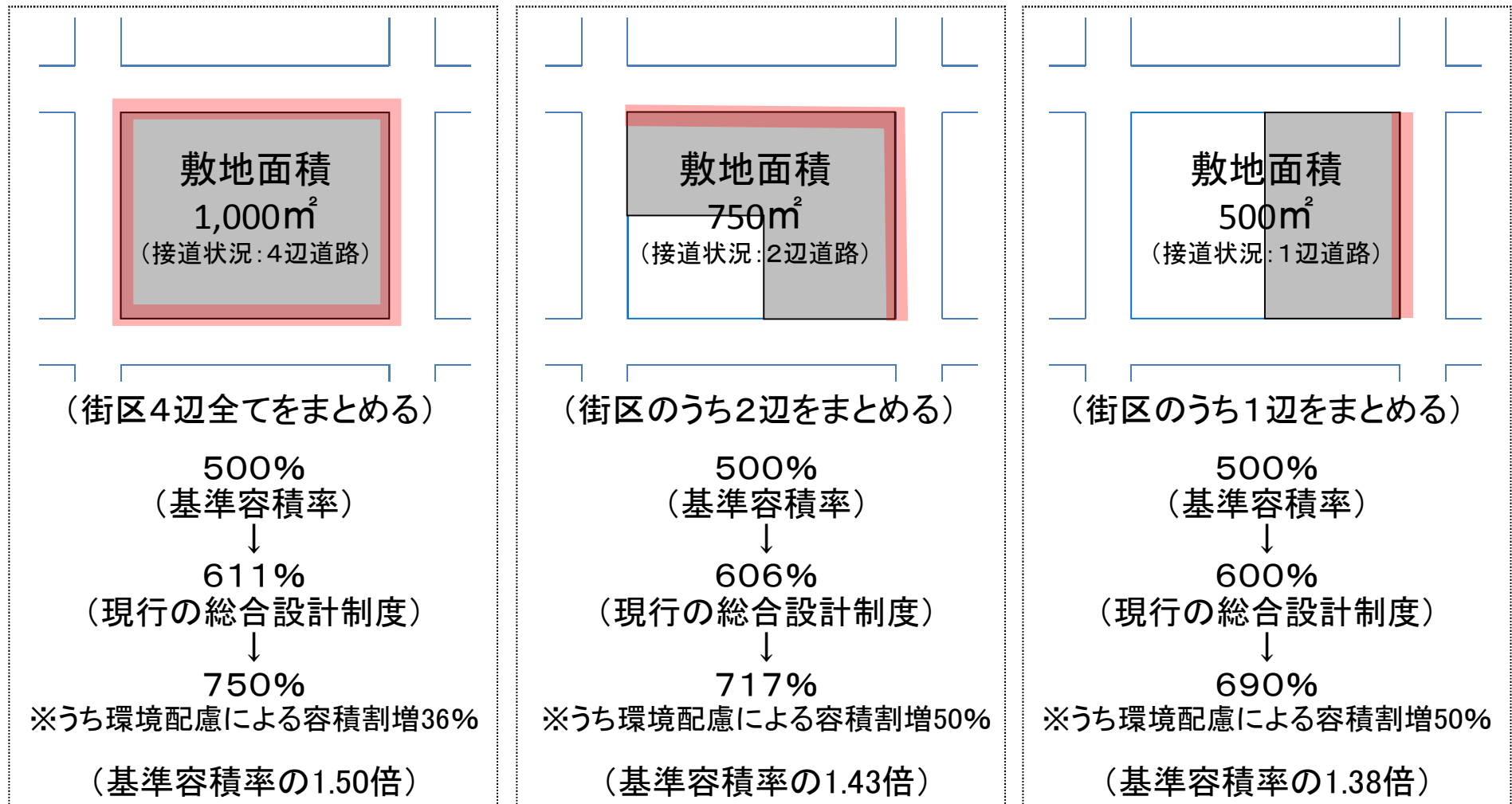
○地区概要

- ・場所 : 台東区台東4丁目周辺(上野周辺)
- ・用途地域等 : 商業地域・防火地域
- ・指定建ぺい率 : 80%(耐火建築物100%)
- ・指定容積率 : 500%
- ・道路幅員 : 6～8m
- ・容積充足率 : 59%(H18)

(参考)見直しの方向性について

○街区面積1,000m²程度の既存のオフィスビル等の林立する地区で、街区単位をまとめて使用することによる市街地環境の改善等に着目し、容積率の割り増しを行う。

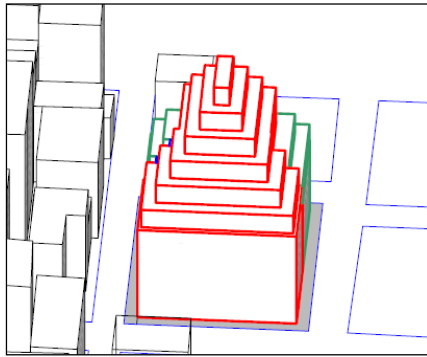
- 【前提条件】
- ・1街区の大きさは1,000m² ・基準容積率は500%
 - ・空地面積は建ぺい率100%の場合の最低規模である20%
 - ・環境に配慮した建築物に関する容積率の割増50% での例



(参考)ケーススタディ

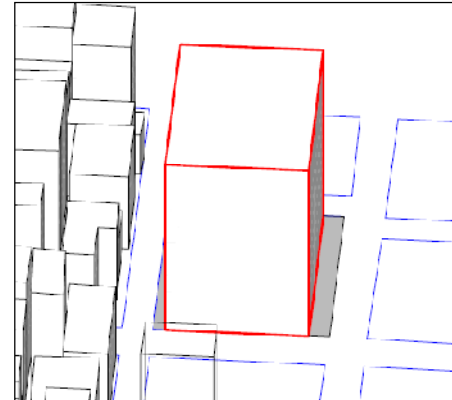
【前提条件】 ・1街区の大きさは1,000㎡ ・基準容積率は500%

1-1 現行総合設計制度の場合(空地20%)



11階建、容積率540%
(地上部)
(公開空地による容積
割増は611%(地上で
は540%)

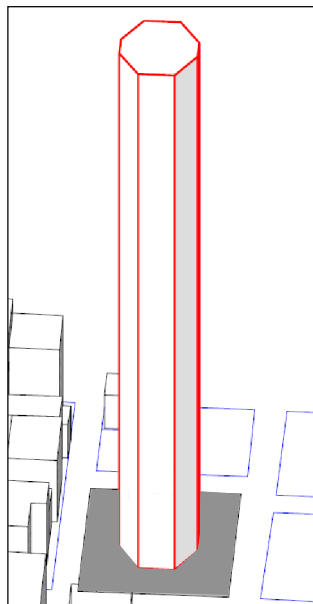
2 改正案による場合(空地20%)



10階建、容積率750%
(公開空地による容積
割増714%+環境に配
慮した建築物に関す
る容積率の割増
(CASBEE))

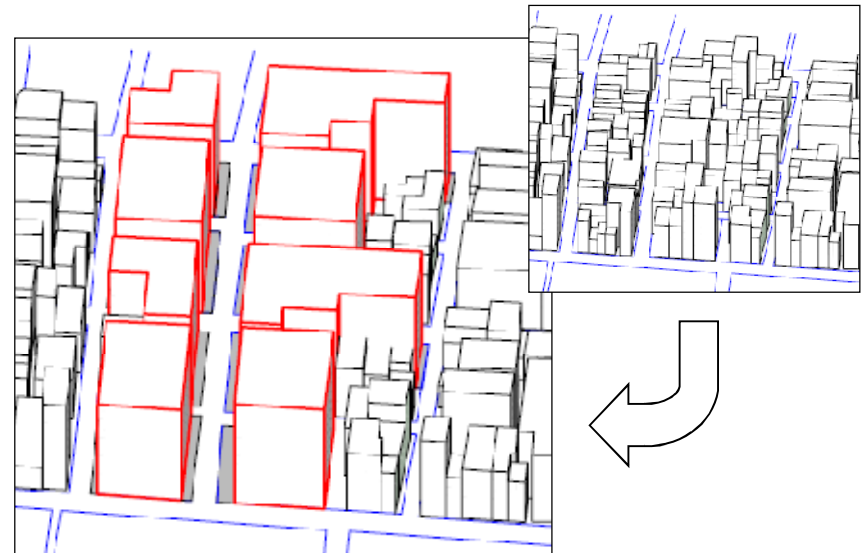
1-2 現行総合設計制度の場合(空地78%)

(容積を上限(750%)まで使えるよう最大限空地を確保した場合)



35階建、容積率750%
80%程度の空地確保が
必要であり、極端に細
長いビルとなる。

連続した街並みとなった場合のイメージ



○水素スタンドの設置推進のための許可基準の策定【技術的助言】

運用改善の内容

高圧ガス保安法に基づく許可により必要な安全性が確保され、騒音対策など、周辺市街地環境への配慮がなされた水素スタンドについて、建築基準法第48条に基づく例外許可にかかる技術的助言を行う。

技術的助言の概要

(1) 許可の方針

- ・高圧ガス保安法に基づく許可により安全性を担保(この場合、水素貯蔵量は安全性には影響しない)
- ・車の出入りの増大等の周辺市街地への影響については、ガソリンスタンドと同様の立地を可能とする配慮
- ・立地の必要性・公益性は、地域による協議会や行政による支援、その他国策である燃料電池自動車の普及方針との関係を踏まえて判断
- ・主たる対象とする用途地域は、第2種中高層住居専用地域から準工業地域及び工業専用地域

(2) 許可基準の概要

- ① 安全性; 高圧ガス保安法に基づく許可を受けること
- ② 貯蔵量; 原則、制限しないが、需要量等も考慮した貯蔵量とすること(個別に特定行政庁が判断)
- ③ 出入口の位置; 周囲の居住環境や道路交通に影響が少ないこと
- ④ 騒音; 周囲の市街地環境を害しないこと
- ⑤ その他; 燃料電池自動車の普及促進の観点から当該地域に必要であること等

※: 許可基準の策定にあたっては、建築、消防、高圧ガス等にかかる有識者及び特定行政庁からなるWGを立ち上げ、検討を実施。(第1回:H22.12.20、第2回:H23.1.28、第3回:H23.3.2)

(参考)水素スタンドの立地に係る周辺市街地環境への影響検討WG

目的

水素スタンドにおける圧縮水素に関しては、建築基準法第48条の規定に基づき用途地域ごとに貯蔵量の制限が適用されるが、商業地域等の市街地において貯蔵可能な上限値では、水素供給事業は成り立たないと指摘。

一方、法第48条では、当該用途地域における周辺市街地環境を害するおそれがない等と特定行政庁が認めて許可した場合には、規制値以上の貯蔵量であっても建築可能。

このため、規制値以上の圧縮水素の貯蔵を行った場合における安全性等の観点からの周辺市街地環境への影響を検証し、法第48条の規定に基づく許可に必要な技術的基準を定めることで、今後の燃料電池自動車の普及促進を図る。

■WGの構成

委員

主査	萩原 一郎	独立行政法人建築研究所	上席研究員
副主査	成瀬 友宏	国土技術政策総合研究所	防火基準研究室長
委員	大谷 英雄	横浜国立大学大学院環境情報研究院	教授
	尾上 清明	九州大学	特任教授
	久保 啓治	(株)大林組環境施設エンジニアリング部	副部長
	松木 稔久	高圧ガス保安協会	高圧ガス部長
	鶴田 俊	秋田県立大学	教授
	松本 光司	日本建築行政会議	市街地部会長
	宮武 正三	北九州市建築都市局	指導部長
	山崎 雄介	清水建設株式会社	上席マネージャー

オブザーバー

飯田 重樹	(財)石油産業活性化センター自動車・新燃料部	次長
加藤 晃一	消防庁危険物保安室	課長補佐
縄田 俊之	資源エネルギー庁燃料電池室	課長補佐
速水 征志	(社)日本ガス協会	グループマネージャー

■スケジュール

【第1回】(平成22年12月20日)

- ・水素スタンドに関する規制改革要望の内容及び水素スタンドの構造
- ・建築基準法における水素貯蔵量規制の概要
- ・高圧ガス保安法に基づく例示基準等について

- ・追加して検証すべき項目についての検討
- ・追加して必要なバックデータ等の準備

【第2回】(平成23年1月28日)

- ・追加して検討が必要な事項についての回答
- ・建築基準法第48条但し書き許可基準策定の考え方

【第3回】(平成23年3月2日)

- ・建築基準法第48条但し書き許可準則(案)の確定

(参考)水素スタンドに係る建築基準法の用途規制の概要

		第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層住居 専用地域	第2種中高層住居 専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
オンサイト型水素スタンド	①工場 (圧縮ガスの 製造)					可 ^{※2}			可 ^{※2}		可 ^{※2}	制限無し	
	オフサイト型水素スタンド ②水素ガス (圧縮ガス)の 貯蔵又は処理	※1	※1	※1	貯蔵量350m ³ 以下は可 ^{※3}				700m ³ 以下は可 ^{※3}	3,500 m ³ 以下 は可 ^{※3}	制限無し		
	③原動機を 使用する工場					作業場の床面積 50m ² まで可 ^{※4}			作業場の 床面積150m ² まで可 ^{※4}		制限 無し	制限無し	
ガソリンスタンド				可		可			可		可	可	※5

※1・・・原則、単独では立地できないが、他の建築物に附属する場合、準住居地域と同様の規模まで建築可能

※2・・・国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの（一般高圧ガス保安規則に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの）

※3・・・容積の数値は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値

※4・・・屋外での作業場床面積は0

※5・・・物品販売業を営む店舗に該当することから、原則、立地不可。

(参考)水素スタンドの概要

<千住水素ステーション> (東京ガスの千住事業所敷地内に、実証実験施設として整備*)
* 工業地域内のため、建築基準法上の圧縮ガスの貯蔵量制限なし

・圧縮機



・蓄圧器(水素貯蔵)



<障壁により隔離>

水素製造装置
(都市ガス等から水素製造)



DISPENSER
(燃料電池自動車への水素充填装置)



○省エネ・新エネ設備の導入促進のための容積率等の緩和【技術的助言】

運用改善の内容

公共団体の許可による容積率の緩和対象として、新エネ、省エネ設備について整理を行うとともに、太陽光パネルの設置された屋外駐車場等が対象となること及び手続きの迅速化について技術的助言を行う。

技術的助言の概要

(1) 技術的助言に盛り込む設備

電力会社、ガス会社、石油会社等からのヒアリングを踏まえ、技術的助言の内容について下記の通り整理。

(下線は過去の通知からの改正又は新規部分、二重下線はチェーンストア協会からの太陽光パネルについての要望への対応)

- ・住宅等に設置するヒートポンプ・蓄熱システム
- ・住宅等に設置する潜熱回収型給湯器
- ・コージェネレーション設備
- ・燃料電池設備
- ・蓄熱槽
- ・蓄電池
- ・太陽熱集熱設備、太陽光発電設備

(屋上駐車場、屋外平面駐車場及び駐輪場、建築設備等の上空に設置する太陽光パネル等とそれを支える構造物で囲まれた部分を含む。)

- ・上記以外であっても、今後の技術革新等による新たな新エネ・省エネ設備についても本件緩和の対象

(2) その他に技術的助言に明示する事項

- ・許可手続きの円滑化、迅速化を図る観点から予め建築審査会の包括的な了承を得た上で、事前明示を行う等の措置に努めること

(参考)建築基準法52条14項(機械室等に対する容積率緩和)の概要

機械室その他これに類する部分※の床面積の割合が著しく大きい場合に、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えることができる。

※これまで、許可手続きの運用の円滑化のため、技術的助言を発出し、機械室その他これに類する部分として、以下の通り例示。

また、これらの例示以外であっても、同様の設備については、地方公共団体の許可により、緩和対象となり得ることも通知。



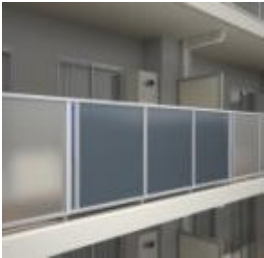
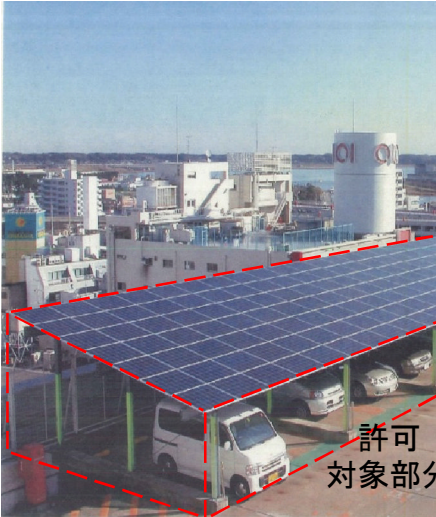


(最終通知:平成20年12月25日)

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 中水道施設 | (11) 大型受水槽室 |
| (2) 地域冷暖房施設 | (12) 汚水貯留施設 |
| (3) 防災用備蓄倉庫 | (13) コージェネレーション施設 |
| (4) 消防用水利施設 | (14) 太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等環境負荷の低減等の観点から必要な設備であって、公共施設に対する負荷の増大のないもの |
| (5) 変電所等 | |
| (6) バルブステーション等 | |
| (7) ポンプ施設 | |
| (8) 電気通信交換施設 | |
| (9) 都市高速鉄道の用に供する停車場等 | (15) 駅等に設けられる通路等 |
| (10) 発電室 | |

(参考)新エネ設備・省エネ設備の例①

ヒートポンプ ・蓄熱システム	潜熱回収型給湯器	コージェネレーション 設備	燃料電池設備
 <p>eco cute</p> <p>ヒートポンプ 貯湯槽</p>		 <p>発電機 貯湯槽 (ガスエンジン式)</p>	 <p>発電機 貯湯槽 (燃料電池式)</p>

(参考)新工ネ設備・省工ネ設備の例②

太陽熱集熱設備	太陽光発電設備	蓄熱槽	蓄電池
<p data-bbox="510 523 609 555">熱源機</p>    <p data-bbox="210 1086 443 1190">太陽熱集熱設備 (バルコニー設置 型)</p> <p data-bbox="510 1086 609 1118">蓄熱槽</p>	 <p data-bbox="994 979 1120 1050">許可 対象部分</p> <p data-bbox="748 1086 1046 1190">太陽光発電設備 (屋上駐車場上空に設 置)</p>		

○マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和【省令改正】

現行

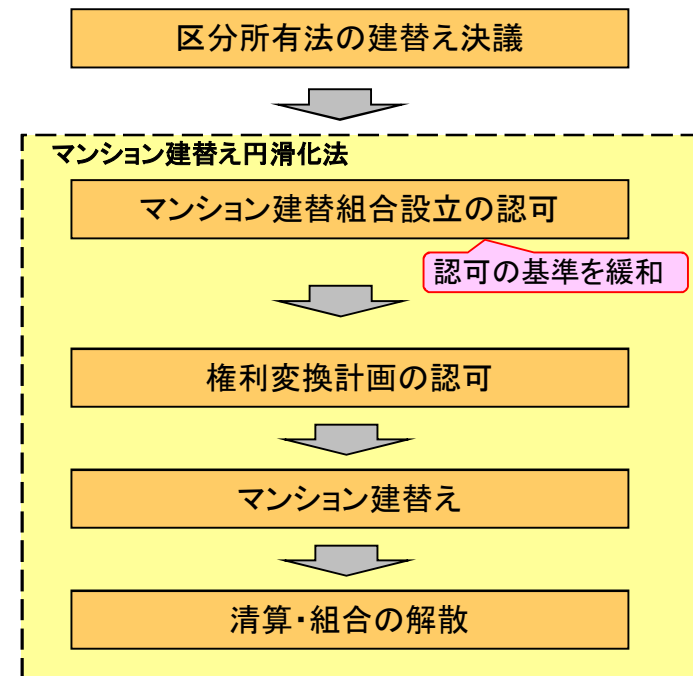
○マンション建替え円滑化法の適用の対象となるマンション建替えの要件として、建替え後のマンションの住戸面積や居室数の基準が定められており、これらを満たさないマンションへの建替えは、同法の適用対象外となっている。

【建替組合設立(又は個人施行の実施)の認可の基準】

※マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則第15条

- ・建替え後の各住戸の床面積が、50㎡以上(年齢、所得その他の特別の事情によりやむをえないと認められる住戸は30㎡以上。単身者は25㎡以上)
- ・居室数が、2以上。

(参考)マンション建替え円滑化法による建替えのながれ



最低住宅面積等の緩和

○マンション建替組合の設立の認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情の実態に応じて、現行の最低住宅面積を緩和することができることとする。

○居室数要件については、撤廃する。

○木造耐火構造に関する性能評価試験の試験方法の一部見直し

対応の状況

閣議決定内容

外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。

対応

事業者、学識者より意見を聞き、再検証を実施したところ、現在得られている知見の中では、現行の耐火構造の性能評価試験の試験方法が妥当との結論を得たため、試験方法の見直しを行わない。

○風車の評価基準の妥当性の検討と大臣認定の審査に係る標準期間（実績）の周知等

対応の状況

閣議決定内容①

60mを超える風車の大臣認定に係る評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。

対応①

事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、見直しを行わない。

閣議決定内容②

大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。

対応②

高さ60mを超える風車の大臣認定の審査に係る標準期間（実績）の周知等を行う。

<構造基準等の合理化関係>

1. 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化

1-1. 鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法（令第67条第1項）

○改正の内容・主旨

鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分における構造耐力上主要な部分である鋼材の接合について、滑り挙動による影響の大きい大規模建築物（延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物又は軒の高さが9メートルを超え、若しくは張り間が13メートルを超える建築物）について義務付けられている高力ボルト接合等（※）は、滑り挙動が少なく、ボルト接合と同等以上の効力を有する接合方法であることから、これ以外の建築物についても高力ボルト接合等とすることができることとする。

なお、令第79条の4の準用により、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分についても同様となる。

※：高力ボルト接合、溶接接合、リベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）（鋼材がステンレス鋼の場合を除く。）及びこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法

1-2. 鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ（令第73条第3項）

○改正の内容・主旨

鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分における柱に取り付けるはりの引張り鉄筋について、国土交通大臣が定める基準（告示^{※1}で規定）に従った構造計算によって、構造耐力上安全であること（柱はり接合部において、コンクリートの破壊によりはりの引張り鉄筋が抜け出ることがないこと）が確かめられた場合は、当該鉄筋の柱への定着長さがその径の40倍（軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造の場合は50倍）未満でもよいこととするものである。

なお、第79条の4の準用により、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分についても同様となる。

【※¹ 告示案】

鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十三条第三項ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算の基準は、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第一号に該当する異形鉄筋のものである場合においては、次のとおりとする。

イ 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に取り付けるはりに生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。

ロ 当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

ハ 当該応力度が次の式に適合することを確かめること。

$$l \geq \frac{k\sigma d}{F/4+9}$$

この式において、 l 、 k 、 F 、 σ 及び d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の、柱に定着される部分の水平投影の長さ（単位 ミリメートル）

k 一・五七（軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造については一・九六）

F 令第七十四条第一項第二号に定める設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ ロの規定によって計算した短期の応力度（当該応力度の数値が令第九十条に定める短期に生ずる力に対する許容応力度の数値未満の場合にあつては、当該許容応力度の数値とする。）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

d 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の径（単位 ミリメートル）

二 特別な調査又は研究の結果に基づき当該柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の付着力を考慮して当該鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、前号の規定によらないことができる。

【鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（関係告示の制定）】

○告示制定の内容・主旨

本告示案では、鉄筋コンクリート造の柱はり接合部においてコンクリートの破壊によりはりの引張り鉄筋が抜け出ることがないように、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりについて構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を規定している。

柱に取り付けるはりの、引張り鉄筋が柱に定着される部分の水平投影の長さを l と設計したはりについて、本告示案第1号の規定に従った構造計算を行い、構造耐力上の安全性を確かめることができれば、 l を当該引張り鉄筋が柱に定着される部分の水平投影の長さとするすることができることとする。この場合、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は異形鉄筋（法第37条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鉄筋を除く。）に限る。

また、特別な調査又は研究の結果に基づき、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の付着力を考慮して当該鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことを検証した構造計算については、本告示案第2号において、当該構造計算を令第73条第3項ただし書の規定に基づく鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上安全であることを確かめることができる構造計算として取り扱えることとする。この場合、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は異形鉄筋に必ずしも限らない。該当する構造計算の基準としては、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（2010）」17条の基準等が考えられる。

1-3. 鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径（令第77条第5号）

○改正の内容・主旨

鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分における構造耐力上主要な部分である柱について、国土交通大臣が定める基準（告示^{※2}で規定）に従った構造計算によって構造耐力上安全であること（柱が座屈しないこと）が確かめられた場合は、当該柱の小径がその構造耐力上主要な支点間の距離の15分の1未満でもよいこととするものである。

なお、第79条の4の準用により、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分についても同様となる。

【※² 告示案】

鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十七条第五号ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないことが確かめられた場合にあっては、この限りではない。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 次の表の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値の欄に掲げる区分に応じて、前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度に同表の割増係数の欄に掲げる数値を乗じて、長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度を計算すること。

柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値	割増係数
十五分の一	一・〇
二十分の一	一・二五
二十五分の一	一・七五
この表に掲げる柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値以外の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値に応じた割増係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。	

- 四 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮及び引張りの各許容応力度を超えないことを確かめること。

【鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（関係告示の制定）】

○告示制定の内容・主旨

本告示案では、鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないよう、鉄筋コンクリート造の柱について構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を規定している。

柱の小径を a と設計した柱について、本告示案第1号から第4号の規定に従い、柱に生ずる曲げモーメント及び軸方向力に割増係数を乗じて構造計算を行うことで当該柱が座屈しないよう構造耐力上の安全性を確かめることができれば、 a を柱の小径とすることができることとする。

本告示案第3号で規定する割増係数については、柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値が25分の1未満である場合については規定していない。

なお、軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造の柱については、本告示案に規定する構造計算を行う際、安全上余裕をもった割増係数を設定することが望ましいと考えられる。

また、特別な調査又は研究の結果に基づき柱が座屈しないことを検証することができる構造計算については、本告示案において当該構造計算を令第77条第5号ただし書の規定に基づく鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上安全であることを確かめることができる構造計算として取り扱えることとする。該当する構造計算の基準としては、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（2010）」14条の基準等が考えられる。

2. 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた合理化

2-1. Exp. J 等で接続された複数の部分で構成される建築物の構造計算ルート の合理化（平成 19 年国土交通省告示第 593 号）

○改正の内容・主旨

ルート 1 の構造計算（令第 8 1 条第 3 項に規定する構造計算）を行えば安全性が確保できる複数の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（以下「Exp. J 等」という。）のみで接続されている建築物については、建築物全体の構造安全性の確認もルート 1 の構造計算でよいこととする。この場合、当該建築物は構造計算適合性判定の対象とはならない。

ただし、令第 3 6 条の 2 に掲げる建築物に該当する場合は、今回の措置の対象に当てはまらない。

2-2. 鉄筋コンクリート造と木造の混構造建築物の構造計算ルートの 合理化（平成 19 年国土交通省告示第 593 号第 4 号）

○改正の内容・主旨

独立部分としてはルート 1 の構造計算（令第 8 1 条第 3 項に規定する構造計算）により安全性を確認することができる鉄筋コンクリート造と木造の構造を併用する建築物について、従来は 1 階が鉄筋コンクリート造、2 階以上が木造（階数は 3 以下）であり、延べ床面積が 5 0 0 m²以下の建築物としていたが、1 階及び 2 階が鉄筋コンクリート造、3 階が木造である建築物を追加することとする。【合理化 1】

また、1 階が鉄筋コンクリート造、2 階が木造である建築物について、木造部分に関し地震力を割り増して構造計算等を行った場合に、面積規定を緩和する。【合理化 2】

合理化 2 の、地震力を割り増して構造計算を行うとは、具体的には令第 8 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する許容応力度計算を行う際に、地震力の算定に当たっての標準せん断力係数に 1. 5 を乗じて計算することを示している。ただし、特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられた場合にあってはこの限りでない。

なお、本改正により、合理化 1 及び 2 に係る建築物については、構造計算適合性判定の対象から外れることとなる。

平成19年国土交通省告示第593号第4号の混構造建築物	
面積	500㎡以下 → 規模の緩和 → 500㎡超3,000㎡以下
階数	2又は3 → 規模の制限 → 2
構造	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 1階: 鉄筋コンクリート造 2階以上: 木造 </div> <div style="width: 10%; text-align: center; border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <b style="color: #FF8C00;">適用可能な構造の追加 1・2階: 鉄筋コンクリート造 3階: 木造 </div> <div style="width: 45%;"> 1階: 鉄筋コンクリート造 2階: 木造 </div> </div>
高さ、軒の高さ	高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下 同左
安全上必要な技術的基準	鉄筋コンクリート造、木造のうち2層に渡る部分について剛性率を確認 同左
	各階の層間変形角・偏心率の確認 同左
	鉄筋コンクリート造の部分について <ul style="list-style-type: none"> ・壁・柱量の確認 ・部材のせん断設計 ・塔状比の確認 同左
	木造の部分について <ul style="list-style-type: none"> ・筋かいの応力割増の確認 ・筋かい接合部の十分な強度の確認 ・塔状比の確認 木造の部分について ・(同左)筋かいの応力割増の確認 ・(同左)筋かい接合部の十分な強度の確認 ・(同左)塔状比の確認 ・地震力を割り増して構造計算等

 : 合理化1
 : 合理化2

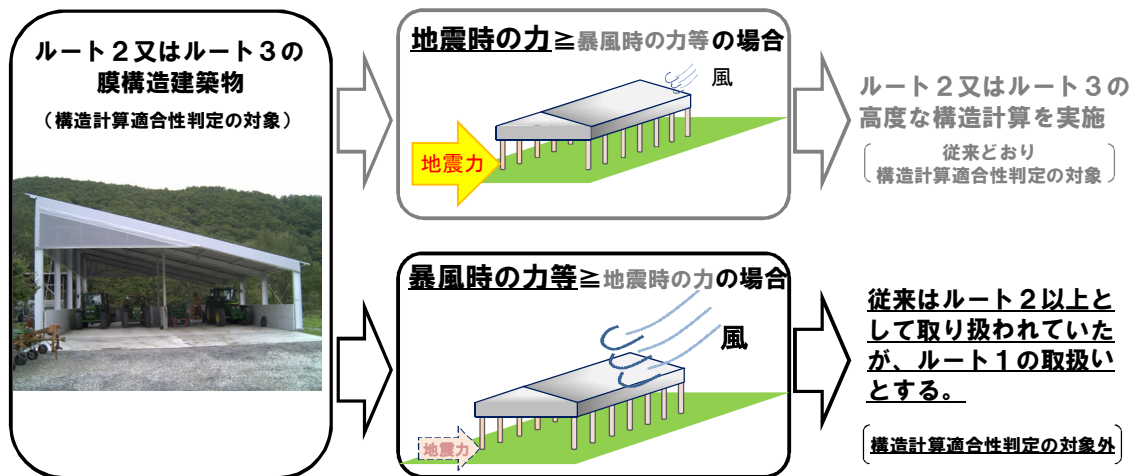
2-3. 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の改正（平成14年国土交通省告示第666号第5、平成19年国土交通省告示第593号第8）

○改正の内容・主旨

膜構造の建築物について、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい場合、地震に係る高度な構造計算（保有水平耐力の検討等）が不要となり、令第82条各号及び第82条の4に規定する構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により安全性を確認することができるため、この場合においては、当該膜構造の建築物をルート1の構造計算により安全性を確認することができる建築物と扱うこととする。

本改正により、当該構造計算を行い安全性が確保できる膜構造建築物は、構造計算適合性判定の対象から外れることとなる。

なお、本改正は膜構造の建築物について、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい場合に限り構造計算適合性判定の対象から除外するものである。膜構造とその他の構造を併用する建築物の取扱いについては従来通りとなっているため、注意が必要である。



3. その他の見直し

3-1. 大臣認定を受けた工作物についての仕様規定の一部適用除外（令第139条、140条、141条、第143条及び第147条）

○改正の内容・主旨

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターについて、時刻歴応答計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合には、建築物と同様に、耐久性等関係規定*以外の仕様規定に適合することを不要とするものである。

なお、併せて、第147条第2項、第3項及び第4項の改正により、仮設（存続期間が2年以内）の煙突、鉄筋コンクリート造の柱等及び広告塔又は高架水槽等についても同様となる。

※ 令第36条第1項に規定する、構造計算による安全性の確認の有無にかかわらず遵守しなければならない規定

3-2. 鉄筋コンクリート造のルート1の構造計算をする場合の部材の靱性を確保するための計算方法の適正化（平成19年国土交通省告示第593号第2号イ(2)）

○改正の内容・主旨

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物については、ルート1の構造計算（令第81条第3項に規定する構造計算）を行う場合、部材の靱性を確保するため、部材のせん断力について割増計算を行い、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条第1号から第3号に規定する構造計算を行い安全であることを確かめることとしていましたが、部材の靱性を確保するため、部材のせん断力について割増計算を行い、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめることができればよいこととする。

具体的には、柱及びはりのせん断設計として、柱及びはりに生ずるせん断力について割増計算を行った設計用せん断力が、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（1999）」2）15条の短期許容せん断耐力式等によって構造耐力上安全であることを確かめることが考えられる。また、耐力壁のせん断設計として、耐力壁に生ずるせん断力について割増計算を行った設計用せん断力が、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（1999）」19条の短期許容せん断耐力式によって構造耐力上安全であることを確かめることが考えられる。

3-3. 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の改正（昭和55年建設省告示第1791号第3第1号口及び第3号口）

○改正の内容・主旨

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物については、ルート2の構造計算（令第81条第2項第2号イに規定する構造計算）を行う場合、部材の靱性を確保するため、部材のせん断力について割増計算を行い、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条第1号から第3号に規定する構造計算を行い安全であることを確かめることとしていたが、部材の靱性を確保するため、部材のせん断力について割増計算を行い、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめることができればよいこととする。

具体的には、昭和55年建設省告示第1791号第3第1号又は第2号に定める構造計算を行う建築物については、3-2と同様のせん断設計を行うことが考えられる。同告示第3第3号に定める構造計算を行う建築物については、柱、はりのせん断設計として、それぞれの部材に生ずるせん断力について割増計算を行った設計用せん断力が、柱やはりのせん断強度を超えないことを確かめることが考えられる。また、耐力壁のせん断設計として、耐力壁に生ずるせん断力と曲げモーメントについて割増計算を行った設計用せん断力及び設計用曲げモーメントが、それぞれ耐力壁のせん断強度及び曲げ強度を超えないことを確かめることが考えられる。

3-4. 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1419号第1）

○改正の内容・主旨

遊戯施設について、時刻歴応答計算を行って国土交通大臣の認定を受けた場合には、建築物や煙突等の工作物（3-1参照）と同様に、耐久性等関係規定以外の仕様規定に適合することを不要とするものである。

<建築確認・審査手続き等の合理化関係>

1. 申請図書の合理化

(1) 建築士免許証等の写しの提出の不要化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項第4号及び第6号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第4号、第6号及び第7号
：建築設備を含む建築物に関する確認申請書
- 規則第2条の2第1項第3号：建築設備に関する確認申請書
- 規則第3条第1項第3号、第2項第4号並びに第3項第4号、第6号及び第7号
：工作物に関する確認申請書
- 規則第4条第1項第8号：完了検査申請書
- 規則第4条の8第1項第7号：中間検査申請書

〈改正内容〉

設計又は工事監理を行った一級建築士、二級建築士、木造建築士の建築士免許証の写しや建築士免許証明書、設計又は法適合確認を行った構造設計一級建築士証、設備設計一級建築士証の写し（以下「建築士免許証等の写し」）について、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」）が当該書類を有していないこと等の理由により提出を求める場合に限って確認申請書等の一部として提出することとする。

②改正の主旨

建築士免許証等の写しについて、建築主事等が当該書類を有していないこと等の理由により提出を求める場合以外には提出を不要とする。

これにより、建築主事等が建築士データベースの閲覧により建築士の情報を確認可能である場合や建築主事等が既に同一の建築士免許証等の写しの提出を受けており当該書類を保管している場合については、確認申請等において建築士免許証等の写しの提出が不要となる。

改正前

確認申請の度に「建築士免許証等の写し」の提出が必要

※ 建築士の変更があった場合には、完了検査・中間検査の申請においても提出が必要

改正後

建築主事等が提出を求める場合以外には提出を不要とする

【効果】 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要

③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、建築士免許証等の写しについては、建築主事等が提出を求める場合以外には提出は不要となる。建築主事等にあつては、建築士免許証等の写しを有していないこと等の理由で当該書類の提出が必要な場合は、確認申請の受付時等に申請者に対し提出を求めること。

(2) 構造計算の安全証明書の写しの提出の簡素化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

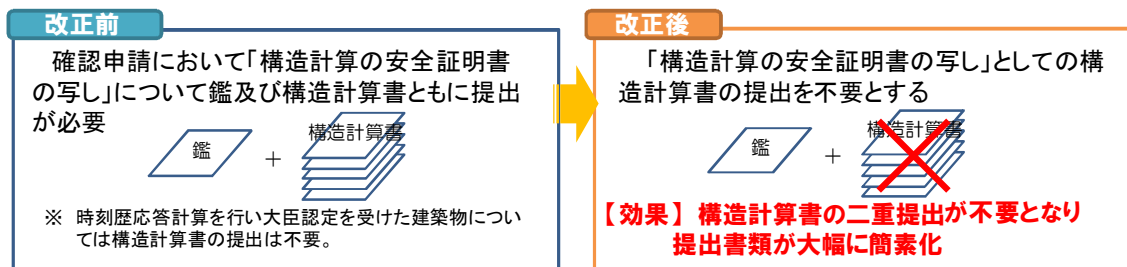
- 規則第1条の3第1項第5号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第5号：建築設備に関する確認申請書
- 規則第3条第3項第5号：工作物に関する確認申請書

〈改正内容〉

建築士法第20条第2項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が構造計算により建築物の安全性を確かめた場合において、設計の委託者に交付する証明書(以下「構造計算の安全証明書」)の写しについて、その一部である構造計算書の提出を不要とする。

②改正の主旨

構造計算の安全証明書の設計の委託者への交付については、平成19年6月に施行された建築士法の改正により導入されたものであるが、施行から一定期間が経過し制度として定着してきたこと等から、構造計算の安全証明書の写しのうち構造計算書の提出を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、構造計算の安全証明書の一部である構造計算書の提出は不要となる。ただし、そもそも構造計算の内容を審査するために確認申請書の一部として提出することとなっている構造計算書については引き続き提出が必要である。

(3) 「使用建築材料表」における明示事項の合理化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第1項表2(11)

：法第28条の2の規定が適用される建築物

〈改正内容〉

「使用建築材料表」において明示すべき事項とされている「内装の仕上げに用いる建築材料の面積」について、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料においては、当該図書への明示を不要とする。

②改正の主旨

シックハウス規制に関する使用建築材料表について、内装の仕上げに用いる建築材料の種別が規制対象外のもの（第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外のもの）である場合は、その種別（規制対象外である旨）のみを記載すれば足りることとし、建築材料の使用面積を記載することを不要とする。

改正前

シックハウス関係規定の確認に必要な「使用建築材料表」において、規制対象外の建築材料についても面積の明示が必要

※ 規制対象外の建築材料については使用面積の制限なし

改正後

規制対象外の建築材料については面積の明示を不要とする

【効果】 規制対象外の建築材料を使用する場合、「使用建築材料表」の作成が容易化

③改正後の申請図書の記載方法等

＜申請図書の記載例＞No.1（シックハウス規制に関する使用建築材料表）を参照。

(4) 中間検査・完了検査の申請時の内装の仕上げの部分を書した写真の提出の不要化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第4条第1項第2号：完了検査申請書
- 規則第4条の8第1項第2号：中間検査申請書

〈改正内容〉

内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真（以下「内装の仕上げの部分を書した写真」）について、完了検査・中間検査の申請時における提出を不要とする。

②改正の主旨

内装の仕上げの部分を書した写真は、平成15年7月に施行された建築基準法の改正によるシックハウス規制の導入に伴い、壁・床及び天井その他の内装の仕上げの主要な部分毎に、建築材料の種別を判断するために中間検査及び完了検査の申請時において提出を求めてきたものである。

シックハウス規制については、施行から一定期間が経過し制度として定着してきたこと等から、内装の仕上げの部分を書した写真について、完了検査・中間検査の申請時における提出を不要とする。

改正前

完了検査・中間検査の申請時に、シックハウス対策に係る内装の建築材料の種別が判断できる写真の提出が必要

改正後

シックハウス対策に係る内装の建築材料の種別が判断できる写真の提出を不要とする
【効果】完了検査・中間検査の申請時における申請書類が大幅に簡素化

③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、完了検査・中間検査の申請時における内装の仕上げの部分を書した写真の提出は不要となる。建築主事等にあつては、完了検査・中間検査において、内装の仕上げの部分を書した写真による検査は行わないこととなるが、完了検査申請書第4面・中間検査申請書第4面に記載された工事監理の状況や現場における目視等による検査については引き続き適確に実施する必要がある。

(5) 付近見取図の簡素化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第1項表2(19)～(36)、(38)、(39)、(47)及び(48)

：法第43条の規定が適用される建築物等

○規則第10条の16表(と)

：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物

○規則第10条の21表(ち)

：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物

〈改正内容〉

「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」等について、当該図書への明示を不要とする。

②改正の主旨

法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」等について、当該図書への明示を不要とする。

改正前

「付近見取図」については「隣地にある建築物の位置及び用途」の明示が必要

改正後

左記の明示を不要とする

【効果】「付近見取図」の作成が容易化

③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」等について、当該図書への明示は不要となる。

(6) 天空図の合理化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第1項表2(29)

: 法第56条の規定が適用される建築物

○規則第10条の16表(に)、(ほ)及び(へ)

: 法第56条第7項の規定の適用により同項第1号に掲げる規定が適用されない一団地の建築物等

○規則第10条の21表(ほ)、(へ)及び(と)

: 法第56条第7項の規定の適用により同項第1号に掲げる規定が適用されない一団地の建築物等

〈改正内容〉

天空図について、半径を10cm未満でもよいとする。

②改正の主旨

法第56条第7項等が適用される建築物に関して添付する「道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、その半径を10cm未満でもよいものとする。

改正前

天空図の半径は10cm以上とすることが必要

改正後

天空図の半径を10cm未満でもよいものとする
【効果】天空図の作成が容易化

③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、法第56条第7項等が適用される建築物に関して添付する「隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、その半径を10cm未満でもよいとするが、その大きさについては、確認にあたり支障がないものとする。

(7) 配置図及び日影図の簡素化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項表2(30)
：法第56条の2の規定が適用される建築物
- 規則第10条の16表(と)
：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物
- 規則第10条の21表(ち)
：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物

〈改正内容〉

「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とする。

②改正の要旨

法第56条の2等が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とする。

改正前

「配置図」・「日影図」においては「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等の明示が必要

改正後

左記の明示を不要とする

【効果】「配置図」、「日影図」の作成が容易化

③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、法第56条の2等が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示は不要となる。

(8) 構造計算適合性判定に必要な図書の合理化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

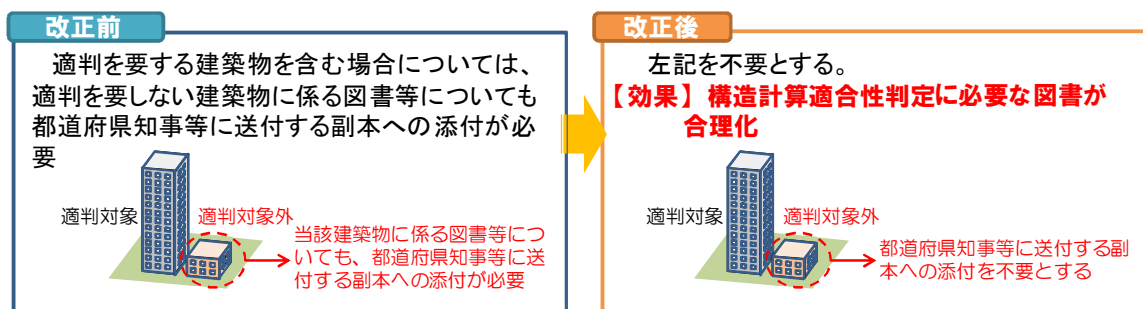
- 規則第1条の3第1項第1号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第1号：建築設備を含む建築物に関する確認申請書
- 規則第2条第2項第1号：構造計算適合性判定の求めに関する図書
- 規則第3条第3項第1号：工作物に関する確認申請書

〈改正内容〉

確認申請において構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合であっても、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類については、確認申請書の副本2通のうち、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」）に送付する1通への添付を不要とする。

②改正の主旨

同一敷地内の用途上不可分な複数の建築物に関する確認申請において、構造計算適合性判定を要する建築物と要しない建築物とがある場合、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類については、確認申請書の副本2通のうち、都道府県知事等に送付する1通への添付を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、複数の建築物に関する確認申請において、構造計算適合性判定を要する建築物と要しない建築物とがある場合にあっては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類については、確認申請書の副本2通のうち1通への添付は不要となる。

(9) その他運用の円滑化に係る事項

① 確認申請・検査申請に係る委任状について

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項第3号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第1項第3号：建築設備を含む建築物に関する確認申請書
- 規則第2条の2第1項第2号：建築設備に関する確認申請書
- 規則第3条第1項第2号、第2項第3号及び第3項第3号
：工作物に関する確認申請書
- 規則第4条第1項第7号：完了検査申請書
- 規則第4条の8第1項第6号：中間検査申請書

〈運用の円滑化の内容〉

建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」）については、建築確認の申請時において、建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を一括して代理者に委任する旨を記載した委任状を建築主事等に提出し、各検査の申請時の代理者（被委任者）が建築確認の申請時の代理者（被委任者）と同一である場合、各検査の申請に必要な委任状は、建築確認の申請時に提出した委任状の写しで代替可能とし、新たに委任状を作成する必要はない旨を明確化する。

② 既存建築物がある敷地内に別棟で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図について

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項表1（い）

〈運用の円滑化の内容〉

既存建築物がある敷地内に別棟で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図については、建築主事等が建築確認台帳等により既存建築物の床面積を確認できる場合にあつては、提出を要しない旨を明確化する。

③ 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図について

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第4項表1（10）
：法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の6の規定が適用される換気設備

〈運用の円滑化の内容〉

直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図は、各階平面図や配管設備の系統図等の図書に当該構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示した場合には、提出を要しない旨を明確化する（※）。

申請図書の記載方法については、〈申請図書の記載例〉No. 2（換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造）を参照。

※：規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

④阻集器の構造詳細図について

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項表1（10）

：法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の5の規定が適用される配管設備

〈運用の円滑化の内容〉

阻集器の構造詳細図は、各階平面図や配管設備の系統図等に阻集器の位置を明示し、機器リスト等に阻集器の構造を明示した場合には、提出を要しない旨を明確化する（※）。

申請図書の記載方法については、〈申請図書の記載例〉No. 3（阻集器の位置及び構造）を参照。

※：規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

<申請図書の記載例>

No. 1 シックハウス規制に関する使用建築材料表

No. 2 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力
が低下しない構造

No. 3 阻集器

No.1 シックハウス規制に関する使用建築材料表

1. 記載ポイント

- 内装の仕上げに用いる建築材料の種別がシックハウス規制の対象外のものについては、規制対象外の建築材料である旨のみ記載し、内装仕上げの部分の名称、建築材料の使用面積、規制対象面積を記載することは不要。
- 特に規制対象外の建築材料のみしか使用していない場合にあっては、内部仕上表等にその旨を記載することも可能。

2. 記載例

フローリングに第3種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用し、その他の内装仕上げの部分については規制対象外の建築材料を使用している場合にあっては、下表のように記載する。

※下表は、全居室が換気計画上一体となっている住宅を想定。このため、「居室の床面積の合計」は、規制対象外の建築材料のみしか使用されていない居室（トイレ等）の面積も加算。

階	室名	内装仕上げの部分	種別	面積 (㎡)	係数	使用面積 (㎡)	使用面積合計 (判定結果)
1階	LD (20㎡)	フローリング	第3種	20	0.5	10	39㎡ (OK)
	台所 (10㎡)	フローリング	第3種	10	0.5	5	
	廊下・ホール (10㎡)	フローリング	第3種	10	0.5	5	
2階	洋室1 (10㎡)	フローリング	第3種	10	0.5	5	
	洋室2 (20㎡)	フローリング	第3種	20	0.5	10	
	廊下 (8㎡)	フローリング	第3種	8	0.5	4	
※上記以外の内装仕上げの部分については、規制対象外の建築材料を使用							
居室の床面積合計：98㎡							

特に規制対象外の建築材料のみしか使用していない場合にあっては、内部仕上表等に以下のようにその旨を記載することも可能。

※内装の仕上げの部分については、全てシックハウス規制の対象外の建築材料を使用する。

3. 関連条文

法第28条の2第3項、令第20条の7、規則第1条の3第1項表2（11）

No.2 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造

1. 記載ポイント

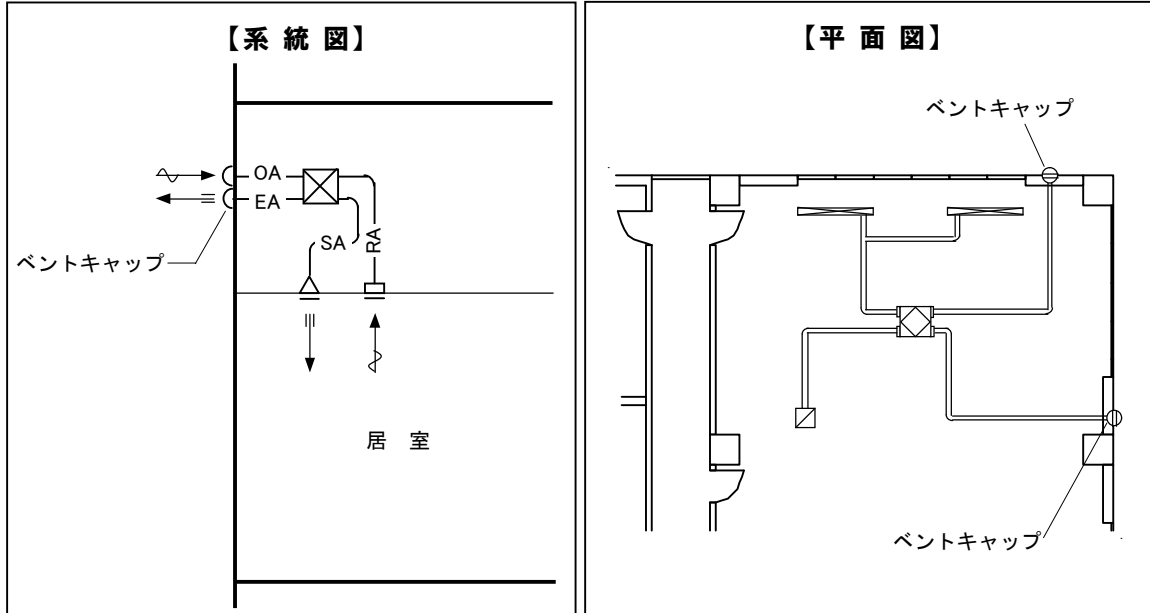
○直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図等において対象となる給気口・排気口ごとに設置する構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示することも可能。

○各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示した場合にあっては、当該構造の内容に係る構造詳細図の提出は不要^{*}。

^{*}規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

2. 記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を記載する。



3. 関連条文

法第36条、令第129条の2の6第2項第4号、規則第1条の3第4項表1（10）

No.3 阻集器

1. 記載ポイント

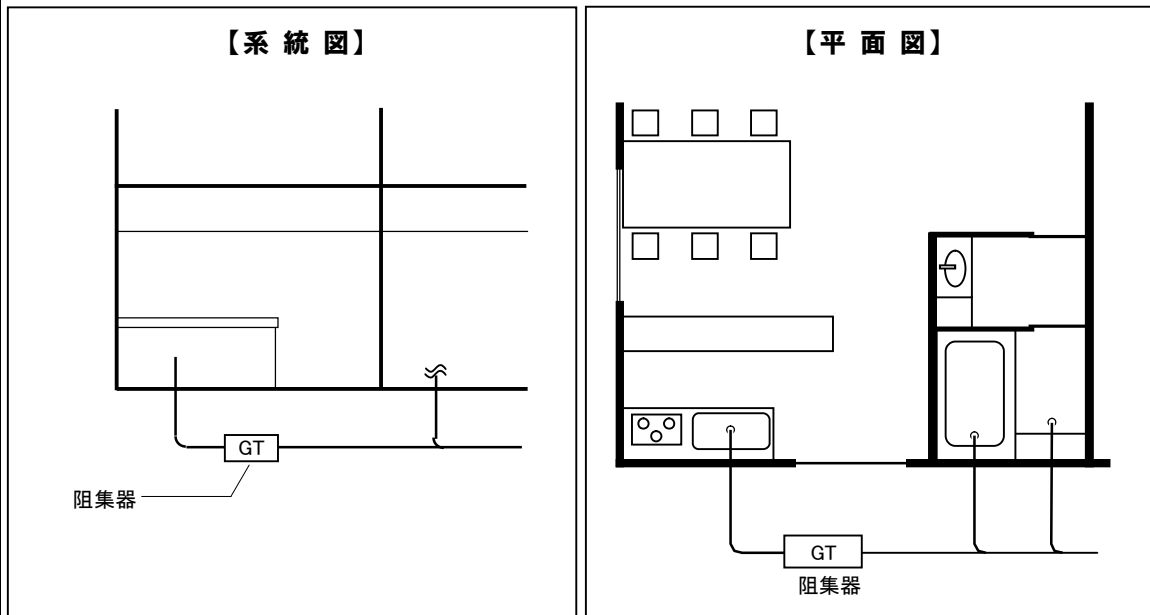
○阻集器については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示することも可能。

○各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示した場合にあっては、構造詳細図の提出は不要*。

※規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、構造詳細図の提出は不要となる。

2. 記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図に阻集器の位置を記載する。



下表のように機器リスト等に阻集器の構造を記載する。

型 式	
容 量	
許容流入量	
阻集グリース量	
その他(備考等)	

3. 関連条文

法第36条、令第129条の2の5第3項第5号、規則第1条の3第4項表1（10）

2. 軽微な変更の対象の明確化

① 建築確認手続き等の運用改善（第一弾。H22.6.1 より施行。）における計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象の拡大の内容

〈関連条文〉

○規則第3条の2

〈改正内容〉

計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（以下「軽微な変更」）の対象を「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない一定の計画の変更」から「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の計画の変更」に拡大。

② 「軽微な変更」の対象となる計画の変更の基本的な考え方

「軽微な変更」の対象となる建築物の計画の変更は、規則第3条の2第1項第1号から第15号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなる。

計画の変更が同項各号の一に該当するが、当該変更及び当該変更に伴い付随的に生じる変更が他の号に該当しない場合（※1）であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となる。

※1：間仕切壁（主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）の位置の変更（規則第3条の2第1項第10号に該当）に伴う居室の床面積の増加 等

また、高度な計算や検討によらずに対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるものは、建築基準関係規定に適合することが明らかであると考えられるため、計画の変更により影響を受ける建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるものであれば、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものについても、「軽微な変更」の対象となる。

高度な計算や検討が必要なものとしては、例えば、構造耐力関係規定については全体架構モデルの再計算を要するものが該当するが、以下のような場合については、全体架構モデルの再計算を要さず、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため、軽微な変更の対象となる。

・ 構造の安全性が、許容応力度計算により確認されている二次部材において、当該部材及び当該部材が取り付く部材の応力度が許容応力度に対し余力があることが当該部分に関する許容応力度計算により確認できる場合

・荷重等のみを構造計算で考慮する構造耐力上主要な部分以外の部分である壁において、直前の確認の計画の余力やあらかじめ見込まれた荷重の範囲内で変更される場合 等

その他、高度な計算や検討が必要なものとしては、防火・避難関係規定については、避難安全検証法（計画変更の影響が居室避難の範囲を超えず、居室避難の成立が簡易に確認できる場合を除く。）や耐火性能検証の再検討を要するもの、集団規定については、日影規制に係る日影図による再検討や天空率の計算を要するもの等が該当する。

③「軽微な変更」の運用

「軽微な変更」に該当するか否かについては、まずは申請者等が判断することとなるが、中間検査・完了検査において、検査申請書に「確認以降の軽微な変更の概要」を記載するとともに、変更内容を記載した書類（軽微な変更説明書）を提出することが義務付けられている。建築主事等は、中間検査・完了検査において、計画の変更の内容が「軽微な変更」に該当するかどうか検査し、当該計画の変更が「軽微な変更」に該当しない等建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、完了検査にあつては検査済証を交付できない旨の通知書を、中間検査にあつては中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付することとなる。

このため、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、計画の変更に基づく工事の着手前に建築主事等と相談・調整を行うことが望ましいと考えられる。

④軽微な変更の対象となる具体事例等

＜軽微な変更の対象となる具体事例＞を参照。

なお、当然のことながら、確認の要否に関わらず、計画の変更により建築基準関係規定に違反することとなった建築物については、検査済証の交付を受けることができず、また、建築基準法令の規定等に違反することとなった建築物については、法第9条に基づく是正措置（当該建築物の除却、修繕、使用禁止等）の命令の対象となる。

このため、申請者等においては、確認の要否に関わらず、計画の変更により建築基準関係規定に違反することがないように十分に検討する必要がある。

<軽微な変更の対象となる具体事例>

- No. 1 間仕切壁の位置の変更
- No. 2 防煙垂れ壁の変更
- No. 3 パラペットの変更
- No. 4 浄化槽の変更

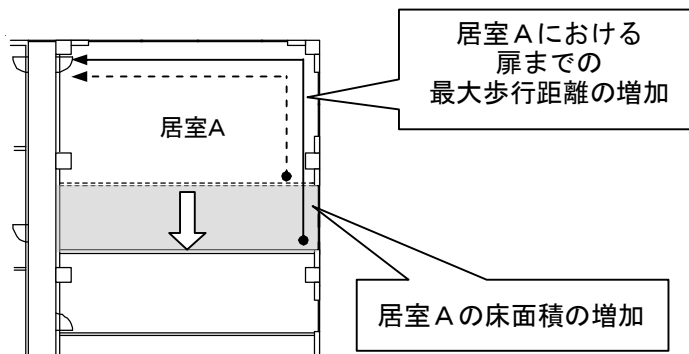
No. 1 間仕切壁の位置の変更

1. 計画変更の内容

○間仕切壁[※]の位置の変更（規則第3条の2第10号に該当）

※主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○居室 A の床面積の増加	採光・換気規定（法第 28 条）、シックハウス関係規定（法第 28 条の 2 第 3 号）
○居室 A における扉までの最大歩行距離の増加	居室の各部分から直通階段までの最大歩行距離（令第 120 条） 避難階における階段から屋外への出口までの最大歩行距離及び居室の各部分から屋外への出口までの最大歩行距離（令第 125 条）

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「居室Aの床面積の増加」により、衛生上の有害の度が高くなり、「居室Aにおける扉までの最大歩行距離の増加」により、居室の各部分から直通階段までの最大歩行距離等が増加し避難上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 新たに機械換気の設置を要する場合
- 避難安全検証法の検討を要する場合

No.2 防煙垂れ壁の変更

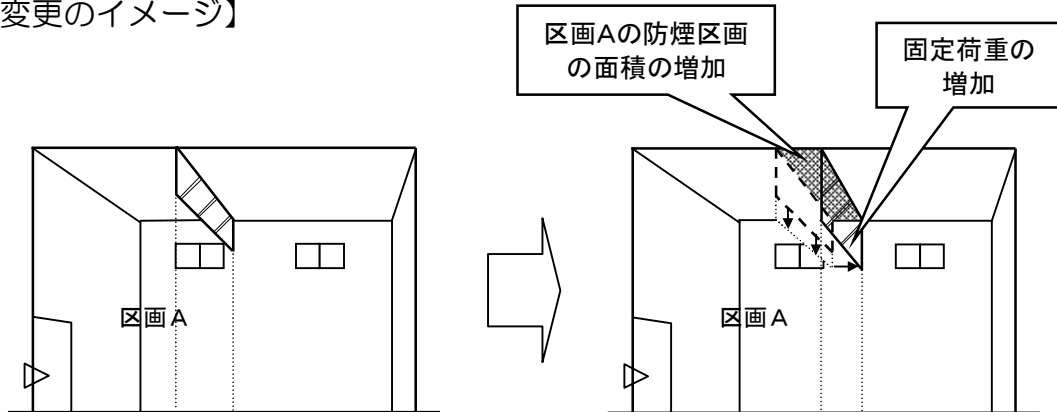
1. 計画変更の内容

○防煙垂れ壁の材料、構造、位置の変更*（規則第3条の2第10号に該当）

※防煙垂れ壁は間仕切壁に該当しないため、防火上主要なものであるものの位置の変更が可能

※不燃材料を準不燃材料にする変更などは除く

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○区画Aの防煙区画の面積の増加	排煙規定(令第126条の2、 令第126条の3)
○固定荷重の増加	構造耐力規定(法第20条)

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「防煙区画の面積の増加」により避難上の危険の度が高くなり、「固定荷重の増加」により安全上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 新たに機械排煙の設置を要する場合
- 避難安全検証法の検討を要する場合
- 構造耐力規定について全体架構の再計算を要する場合

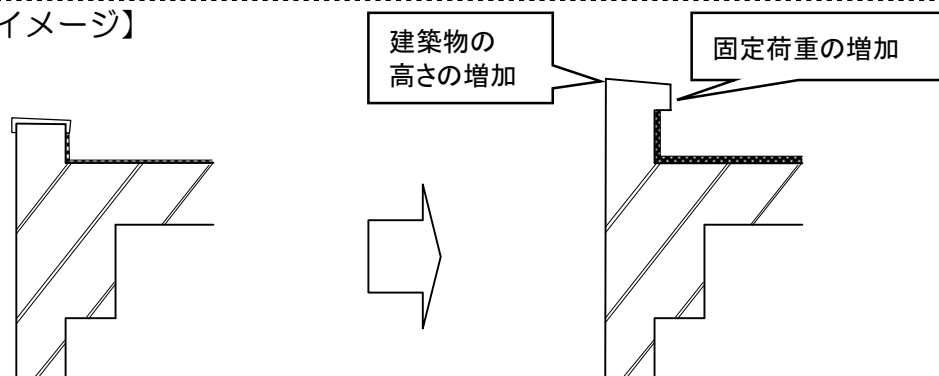
No.3 パラペットの変更

1. 計画変更の内容

○施工方法の変更等に伴う、パラペットの材料の変更*（規則第3条の2第10号に該当）

※不燃材料を準不燃材料にする変更などは除く

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○建築物の高さの増加	絶対高さ制限(法第55条等)、斜線制限(法第56条)、日影規制(法第56条の2)
○固定荷重の増加	構造耐力規定(法第20条)

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「建築物の高さの増加」により市街地の環境の保全上の有害の度が高くなり、「固定荷重の増加」により安全上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 日影規制に係る日影図による再検討や天空率の計算を要する場合
- 構造耐力規定について全体架構の再計算を要する場合

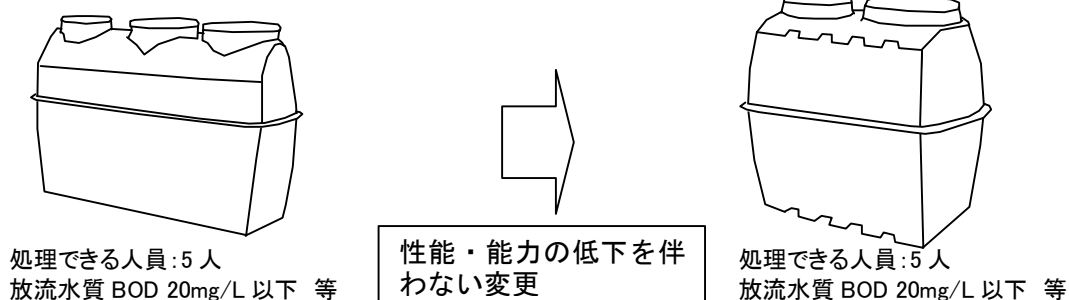
No.4 浄化槽の変更

1. 計画変更の内容

○浄化槽の変更（規則第3条の2第15号に該当）

※性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）を伴う変更を除く

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

特になし

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）を伴わない浄化槽の変更については、「建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く）」に該当し、少なくとも法第68条の26に基づく認定（大臣認定）を受けている浄化槽への変更については対象となる建築基準関係規定に適合することに關し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

<規制改革等の要請への対応関係>

1. 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

1-1. 太陽光発電設備等の工作物に関する建築基準法の適用除外

①関連する閣議決定の内容

〈新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（H22.9.10閣議決定）〉

4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下のとおり政令改正を行う。

〈関連条文〉

○令第138条第1項：工作物の指定

〈改正内容〉

建築基準法の規制の対象となる工作物から、他の法令の規定により建築基準法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くものとする。

※上記指定は、本改正が施行されるH23.10.1までに行う予定であり、現行の規定により適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備を指定する方針である。

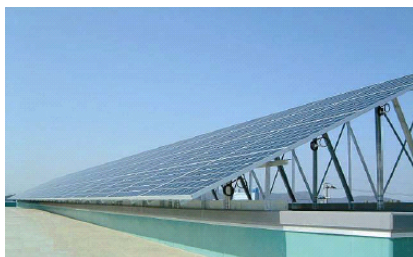
③政令改正の主旨

太陽光発電設備は、電気事業法において「電気工作物」として取り扱われ、技術基準の適合義務、基準不適合の場合の基準適合命令等の規制を受けることとされているが、一方で、高さが4mを超えるものについては、建築基準法の規定が適用される準用工作物として取り扱われ、電気事業法の規制に加えて、建築基準法上の建築確認等が必要となり、設置手続き等に時間を要するとの声がある。

このため、その設置の円滑化を図る観点から、電気事業法により十分な安全性が確保される太陽光発電設備など、他の法令の規定により建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものについて、同法が適用される工作物から除外することとする。

本改正の施行後においては、建築基準法の規制の対象外となり建築確認等は不要となるが、電気事業法により建築基準法の規制と同等の構造耐力規定に適合させることが必要であるので留意すること。

現行において建築基準法の準用工作物として取り扱われている太陽光発電設備のイメージ



1-2. 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

①関連する閣議決定の内容

〈規制・制度改革に係る対処方針(H22.6.18閣議決定)〉

建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4 m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下の技術的助言を発出することにより土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いを明確化する。

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであつて、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

③技術的助言による取扱いの明確化の主旨

土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであつて、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、太陽光発電設備の架台下に一定の空間があつたとしても建築物に該当しないものとして取り扱うことを明確化するものである。

なお、「メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない」ことが外形的に判断できる場合として以下が考えられる。

- (1) 太陽光発電設備の最高の内法高さが1.4メートル以下である場合
- (2) 太陽光発電設備の周囲に囲いが設置される等の立ち入り禁止措置が講じられている場合

1-3. 屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化

①関連する閣議決定の内容

〈新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（H22.9.10閣議決定）〉

新エネ設備（太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備）、省エネ設備（ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等）を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い（容積、高さの不算入対象）について明確化し、平成22年度中に周知する。

②対応内容

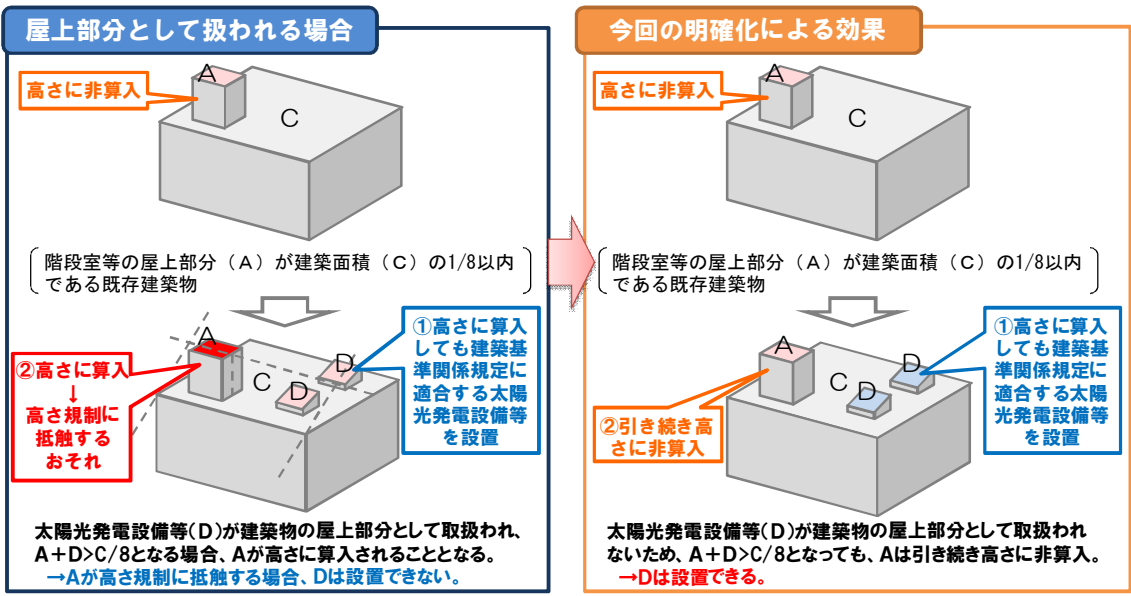
上記閣議決定への対応として、以下の技術的助言を発出することにより太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いを明確化する。

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。

③技術的助言による取扱いの明確化の主旨

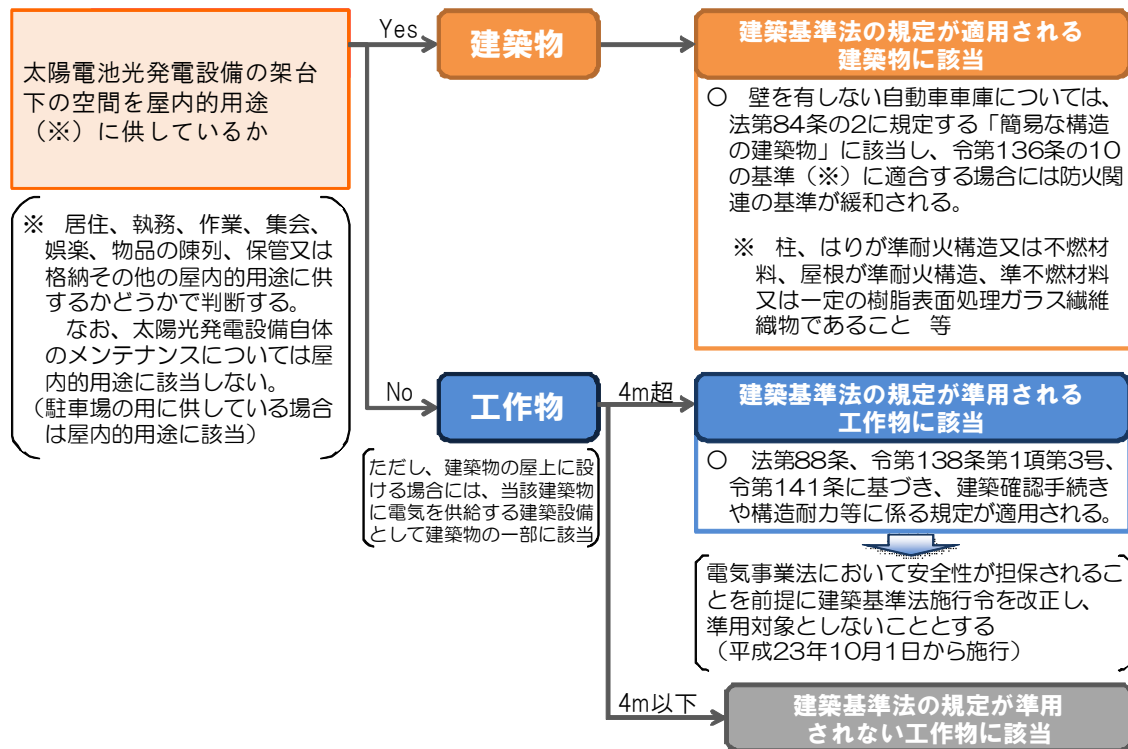
建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等が建築物の屋上部分として取り扱われると、当該太陽光発電設備等が建築物の高さに係る規定に抵触しない範囲内に設置される場合にあっても、既に（高さに算入しないことができる）階段室等の建築物の屋上部分が建築面積の1/8近くを占めている既存建築物の屋上への太陽光発電設備等の設置が困難となることのあるとの状況を踏まえ、建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の高い開放性を有する建築設備については、建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、「建築物の屋上部分以外の建築物の部分」として取り扱うことを明確化するものである。

これにより、高さに算入しても建築基準関係規定に適合する太陽光発電設備等については、建築物の屋上部分として扱わないこととなり、階段室等が建築面積の1/8近くを占めている既存建築物の屋上に設置することが可能となる。

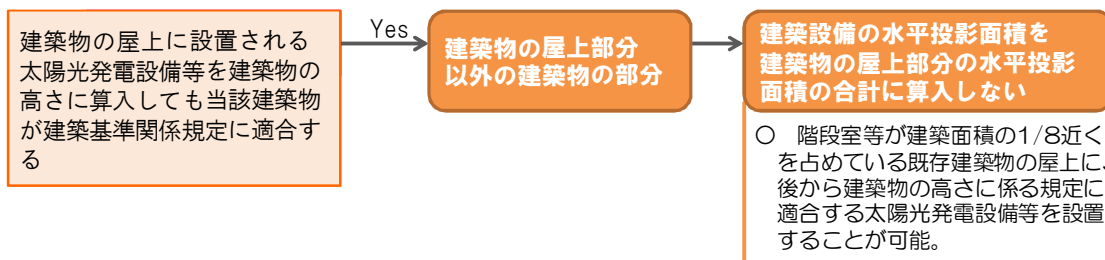


太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて（整理フロー）

I 建築基準法の適用に係る取扱いについて



II 建築物の屋上に設置される場合の高さの算定に係る取扱いについて



2. コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて

①関連する閣議決定の内容

〈新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（H22.9.10閣議決定）〉

コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下の技術的助言を発出することによりコンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いを明確化する。

土地に自立して設置するコンテナ型データセンタのうち、サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備及び空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。

ただし、複数積み重ねる場合にあつては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。

③技術的助言による取扱いの明確化の要旨

土地に自立して設置し稼働時は無人であり機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないコンテナ型データセンタについては、通常の利用において人の立入りが想定されないものであり、「貯蔵槽その他これらに類する施設」に該当し、建築物に該当しないものとして取り扱うことを明確化するものである。

なお、コンテナを複数積み重ねる場合、昇降に必要な時間を含む滞在期間が通常長くなることにかんがみ、稼働時に無人であると取り扱うことは困難であるため、「貯蔵槽その他これらに類する施設」とは取り扱わないこととする。コンテナを複数積み重ねることは施工性等の観点から事業者において通常想定しておらず、また、仮に複数積み重ねる場合、内部に立ち入る人や周囲の通行人の安全性確保及び周辺市街地環境の保全の観点からも規制にかからしめる必要があると考えられる。

技術的助言に係る具体的な取扱いについては、以下のQ&Aを参照すること。

〈コンテナ型データセンタに係る建築基準法の具体的な取扱いに関するQ&A〉

Q1 「データサーバとしての機能を果たすため必要となる設備」とは具体的に何か。

A1 サーバ機器本体、サーバラック、照明・空調設備、電気・通信設備、消火設備等が該当する。

Q2 「データサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間」とは具体的に何か。

A2 空調の風道、サーバ設置（交換）のための空間（通常は、一つの通路がこれらの空間の機能を兼ねている。）が該当する。

Q3 「機器の重大な障害発生時等」とは具体的にどのような場合か。

A3 機器の重大な障害発生時、内部設備の定期点検時及び製品の寿命時におけるサーバ交換時が該当する。個別の事業者に対し当該事業者が保有するデータサーバを保管するためのスペースを提供するデータセンタは、製品の寿命時以外にもサーバの交換を行うことが想定され、サーバの搬出入作業を伴う「倉庫」に該当し、建築物として取り扱うこととなる。

Q4 仮に無人運転でないなど建築物として扱うべきコンテナ型データセンタが、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に設置されていたことが判明すれば違反建築物となるか。

A4 建築物として扱われるコンテナ型データセンタについては、建築基準法上の用途としては「倉庫」に該当し、法別表第二(イ)項から(ハ)項に掲げる建築物に該当しないことから、仮に設置後通知の条件に適合せず、建築物に該当することが判明した場合には直ちに違反建築物となる。

建築物として扱わない対象の要件

- サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備のみを内部に格納していること
- 空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有していること
- 稼働時は無人であり機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないこと
- コンテナを複数層積み重ねていないこと

建築物として扱わないコンテナ型データセンタのイメージ



今回の明確化による効果

建築確認手続き等を行う必要がなくなることにより、**コンテナ型データセンタの迅速な設置に寄与**

↓
低コストなコンテナ型データセンタの国内立地を円滑化

コンテナ型データセンタパークのイメージ

